

旧 令和元年12月版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

電気通信施設点検基準 (案) (2 / 3)

電気通信施設点検基準 (案) (2 / 3)

個別点検

個別点検

令和2年11月

令和7年3月

改定年月

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和元年12月版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
1	多重無線通信装置		1	多重無線通信装置		
1-1	デジタル多重無線通信装置 (128QAM 以外)	1	1-1	デジタル多重無線通信装置 (128QAM 以外)	1	
1-2	デジタル多重無線通信装置 (128QAM)	4	1-2	デジタル多重無線通信装置 (128QAM)	4	
1-3	多重無線通信装置 (400MHz 帯 SS-SS 対向型・多方向型)	7	1-3	多重無線通信装置 (400MHz 帯 SS-SS 対向型・多方向型)	7	
1-4	多重無線通信装置 (400MHz 帯 SS-SS 小容量C型・D型)	8	1-4	多重無線通信装置 (400MHz 帯 SS-SS 小容量C型・D型)	8	
1-5	デハイドレータ	9	1-5	デハイドレータ	9	
1-6	FWA無線装置 (18GHz)	10	1-6	FWA無線装置 (18GHz)	10	
1-7	デジタル多重無線通信装置 (128QAM 以外、新スプリアス規格準拠)	11	1-7	デジタル多重無線通信装置 (128QAM 以外、新スプリアス規格準拠)	11	
1-8	デジタル多重無線通信装置 (128QAM 以外、新スプリアス規格準拠)	15	1-8	デジタル多重無線通信装置 (128QAM 以外、新スプリアス規格準拠)	15	
2	端局装置		2	端局装置		
2-1	デジタル端局装置	19	2-1	デジタル端局装置	19	
2-2	小容量デジタル端局装置	20	2-2	小容量デジタル端局装置	20	
2-3	網同期装置	21	2-3	網同期装置	21	
3	遠方監視制御装置		3	遠方監視制御装置		
3-1	遠方監視制御装置 (監視制御装置/被監視制御装置)	22	3-1	遠方監視制御装置 (監視制御装置/被監視制御装置)	22	
3-2	専用通信網監視制御装置 (監視制御装置/被監視制御装置)	23	3-2	専用通信網監視制御装置 (監視制御装置/被監視制御装置)	23	
4	光ファイバネットワーク関連装置		4	光ファイバネットワーク関連装置		
4-1-1	デジタル端局装置 (SDH) 本体	24	4-1-1	デジタル端局装置 (SDH) 本体	24	
4-1-2	デジタル端局装置 (SDH) 光中継増幅装置	26	4-1-2	デジタル端局装置 (SDH) 光中継増幅装置	26	
4-1-3	デジタル端局装置 (SDH) 再生中継装置	27	4-1-3	デジタル端局装置 (SDH) 再生中継装置	27	
4-1-4	デジタル端局装置 (SDH) 支線系 SDH 端局装置	28	4-1-4	デジタル端局装置 (SDH) 支線系 SDH 端局装置	28	
4-1-5	管理施設用小容量光伝送装置 (親局 MPON)	29	4-1-5	管理施設用小容量光伝送装置 (親局 MPON)	29	
4-1-6	管理施設用小容量光伝送装置 (子局 SPON)	30	4-1-6	管理施設用小容量光伝送装置 (子局 SPON)	30	
4-1-7	管理施設用小容量光伝送装置 WDM 型 (親局 MPON)	31	4-1-7	管理施設用小容量光伝送装置 WDM 型 (親局 MPON)	31	
4-1-8	管理施設用小容量光伝送装置 WDM 型 (子局 SPON)	32	4-1-8	管理施設用小容量光伝送装置 WDM 型 (子局 SPON)	32	
4-2-1	情報コンセント設備 (本局設備) FAST イーサネット方式	33	4-2-1	情報コンセント設備 (本局設備) FAST イーサネット方式	33	
4-2-2	情報コンセント設備 (事務所設備) FAST イーサネット方式	34	4-2-2	情報コンセント設備 (事務所設備) FAST イーサネット方式	34	
4-2-3	情報コンセント設備 (出張所設備) FAST イーサネット方式	36	4-2-3	情報コンセント設備 (出張所設備) FAST イーサネット方式	36	
4-2-4	情報コンセント設備 (中継設備) FAST イーサネット方式	37	4-2-4	情報コンセント設備 (中継設備) FAST イーサネット方式	37	

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和元年12月版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
4-2-5	情報コンセント設備(可搬端末装置)FASTイーサネット方式	38	4-2-5	情報コンセント設備(可搬端末装置)FASTイーサネット方式	38	
4-2-6	情報コンセント設備(情報コンセント側光回線点検)FASTイーサネット方式	39	4-2-6	情報コンセント設備(情報コンセント側光回線点検)FASTイーサネット方式	39	
4-3-1	光ファイバ線路統括管理装置	40	4-3-1	光ファイバ線路統括管理装置	40	
4-3-2	光ファイバ線路中央監視装置	41	4-3-2	光ファイバ線路中央監視装置	41	
4-3-3	光ファイバ線路中央管理装置	42	4-3-3	光ファイバ線路中央管理装置	42	
4-3-4	光ファイバ線路監視装置	43	4-3-4	光ファイバ線路監視装置	43	
4-3-5	光ファイバ線路管理装置	44	4-3-5	光ファイバ線路管理装置	44	
4-4-1	光ファイバケーブル線路(地中電線路)	45	4-4-1	光ファイバケーブル線路(地中電線路)	45	
4-4-2	光ファイバケーブル線路(架空電線路)	45	4-4-2	光ファイバケーブル線路(架空電線路)	45	
4-4-3	光ファイバケーブル線路(屋内電線路)	46	4-4-3	光ファイバケーブル線路(屋内電線路)	46	
4-5	IPネットワーク個別点検 (波長多重伝送装置(WDM)、デジタル端局装置(RPR)、L3-SW)	47	4-5	IPネットワーク個別点検 (波長多重伝送装置(WDM)、デジタル端局装置(RPR)、L3-SW)	47	
4-6	IPネットワーク個別点検 (デジタル端局装置(MPE方式))	49	4-6	IPネットワーク個別点検 (デジタル端局装置(MPE方式))	49	
4-7	IPネットワーク個別点検 (波長多重伝送装置(MPE方式)、光中継増幅装置(MPE方式))	50	4-7	IPネットワーク個別点検 (波長多重伝送装置(MPE方式)、光中継増幅装置(MPE方式))	50	
4-6	IPネットワーク個別点検 (MPEコントローラ)	51	4-8	IPネットワーク個別点検 (MPEコントローラ)	51	
5	超短波無線電話装置		5	超短波無線電話装置		
5-1	超短波無線電話装置(FX・FB)(トンネル無線補助設備を含む)	52	5-1	超短波無線電話装置(FX・FB)(トンネル無線補助設備を含む)	52	
5-2	超短波無線電話装置(ML)	53	5-2	超短波無線電話装置(ML)	54	
5-3	超短波無線電話装置(60MHz帯 FX・FB)(新スプリアス規格準拠)	54	5-3	超短波無線電話装置(60MHz帯 FX・FB)(新スプリアス規格準拠)	55	
5-4	超短波無線電話装置(ML)(新スプリアス規格準拠)	56	5-4	超短波無線電話装置(ML)(新スプリアス規格準拠)	57	
5-5	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (基地局無線装置(FB)、携帯基地局無線装置(FP))	57	5-5	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (基地局無線装置(FB)、携帯基地局無線装置(FP))	58	
5-6	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (車載型無線装置(ML、MP))	58	5-6	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (車載型無線装置(ML、MP))	60	
5-7	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (携帯型無線装置(ML、MP))	59	5-7	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (携帯型無線装置(ML、MP))	61	
5-8	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (遠隔通信装置・遠隔通信制御装置)	60	5-8	国土交通省デジタル陸上移動通信システム (遠隔通信装置・遠隔通信制御装置)	62	
6	K-COSMOS装置		6	K-COSMOS装置		

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和元年12月版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
6-1	K-COSMOS装置(総括局装置(SS))	61	6-1	K-COSMOS装置(総括局装置(SS))	63	
6-2	K-COSMOS装置(統制局装置(CS))	61	6-2	K-COSMOS装置(統制局装置(CS))	63	
6-3	K-COSMOS装置(基地局装置(FB))	62	6-3	K-COSMOS装置(基地局装置(FB))	64	
6-4	K-COSMOS装置(車載型移動局装置(ML))	63	6-4	K-COSMOS装置(車載型移動局装置(ML))	65	
6-5	K-COSMOS装置(携帯型移動局装置(ML))	64	6-5	K-COSMOS装置(携帯型移動局装置(ML))	66	
6-6	K-COSMOS装置(光中継増幅装置・光端末中継装置)	65	6-6	K-COSMOS装置(光中継増幅装置・光端末中継装置)	67	
7	テレメータ・放流警報装置		7	テレメータ・放流警報装置		
7-1-1	テレメータ監視局装置	66	7-1-1	テレメータ監視局装置	68	
7-1-2	テレメータ中継局装置(V-V中継)	68	7-1-2	テレメータ中継局装置(V-V中継)	71	
7-1-3	テレメータ中継局装置(μ -V中継)	70	7-1-3	テレメータ中継局装置(μ -V中継)	74	
7-1-4	テレメータ観測局装置	72	7-1-4	テレメータ観測局装置	77	
7-1-5	テレメータ監視局装置(新スプリアス規格準拠)	74	7-1-5	テレメータ監視局装置(新スプリアス規格準拠)	80	
7-1-6	テレメータ中継局装置(V-V中継:新スプリアス規格準拠)	76	7-1-6	テレメータ中継局装置(V-V中継:新スプリアス規格準拠)	83	
7-1-7	テレメータ中継局装置(μ -V中継:新スプリアス規格準拠)	78	7-1-7	テレメータ中継局装置(μ -V中継:新スプリアス規格準拠)	86	
7-1-8	テレメータ観測局装置(新スプリアス規格準拠)	80	7-1-8	テレメータ観測局装置(新スプリアス規格準拠)	89	
7-2-1	放流警報監視局装置	82	7-2-1	放流警報監視局装置	92	
7-2-2	放流警報中継局装置(V-V中継)	84	7-2-2	放流警報中継局装置(V-V中継)	95	
7-2-3	放流警報中継局装置(μ -V中継)	86	7-2-3	放流警報中継局装置(μ -V中継)	98	
7-2-4	放流警報局装置	88	7-2-4	放流警報局装置	101	
7-2-5	放流警報監視局装置(新スプリアス規格準拠)	90	7-2-5	放流警報監視局装置(新スプリアス規格準拠)	104	
7-2-6	放流警報中継局装置(V-V中継:新スプリアス規格準拠)	92	7-2-6	放流警報中継局装置(V-V中継:新スプリアス規格準拠)	107	
7-2-7	放流警報中継局装置(μ -V中継:新スプリアス規格準拠)	94	7-2-7	放流警報中継局装置(μ -V中継:新スプリアス規格準拠)	110	
7-2-8	放流警報局装置(新スプリアス規格準拠)	96	7-2-8	放流警報局装置(新スプリアス規格準拠)	113	
7-3-1	テレメータ監視局装置(災害対策タイプ1)	98	7-3-1	テレメータ監視局装置(災害対策タイプ1)	116	
7-3-2	テレメータ中継局装置(災害対策タイプ1)(V-V中継)	100	7-3-2	テレメータ中継局装置(災害対策タイプ1)(V-V中継)	119	
7-3-3	テレメータ中継局装置(災害対策タイプ1)(μ -V中継)	102	7-3-3	テレメータ中継局装置(災害対策タイプ1)(μ -V中継)	122	
7-3-4	テレメータ観測局装置(災害対策タイプ1)	104	7-3-4	テレメータ観測局装置(災害対策タイプ1)	125	
7-3-5	テレメータ監視局装置(災害対策タイプ1:新スプリアス規格準拠)	106	7-3-5	テレメータ監視局装置(災害対策タイプ1:新スプリアス規格準拠)	128	
7-3-6	テレメータ中継局装置(災害対策タイプ1:新スプリアス規格準拠)(V-V中継)	108	7-3-6	テレメータ中継局装置(災害対策タイプ1:新スプリアス規格準拠)(V-V中継)	131	

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和元年12月版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
7-3-7	テレメータ中継局装置(災害対策タイプ1:新スプリアス規格準拠)(μ -V中継)	110	7-3-7	テレメータ中継局装置(災害対策タイプ1:新スプリアス規格準拠)(μ -V中継)	134	
7-3-8	テレメータ観測局装置(災害対策タイプ1:新スプリアス規格準拠)	112	7-3-8	テレメータ観測局装置(災害対策タイプ1:新スプリアス規格準拠)	137	
7-4-1	テレメータ監視局装置(災害対策タイプ2)	114	7-4-1	テレメータ監視局装置(災害対策タイプ2)	140	
7-4-2	テレメータ中継局装置(災害対策タイプ2)(V-V中継)	116	7-4-2	テレメータ中継局装置(災害対策タイプ2)(V-V中継)	143	
7-4-3	テレメータ中継局装置(災害対策タイプ2)(μ -V中継)	118	7-4-3	テレメータ中継局装置(災害対策タイプ2)(μ -V中継)	146	
7-4-4	テレメータ観測局装置(災害対策タイプ2)	120	7-4-4	テレメータ観測局装置(災害対策タイプ2)	149	
7-4-5	テレメータ監視局装置(災害対策タイプ2:新スプリアス規格準拠)	122	7-4-5	テレメータ監視局装置(災害対策タイプ2:新スプリアス規格準拠)	152	
7-4-6	テレメータ中継局装置(災害対策タイプ2:新スプリアス規格準拠)	124	7-4-6	テレメータ中継局装置(災害対策タイプ2:新スプリアス規格準拠)	155	
7-4-7	テレメータ中継局装置(災害対策タイプ2:新スプリアス規格準拠)(μ -V中継)	126	7-4-7	テレメータ中継局装置(災害対策タイプ2:新スプリアス規格準拠)(μ -V中継)	158	
7-4-8	テレメータ観測局装置(災害対策タイプ2:新スプリアス規格準拠)	128	7-4-8	テレメータ観測局装置(災害対策タイプ2:新スプリアス規格準拠)	161	
7-5-1	テレメータ監視局装置(自律型)	130	7-5-1	テレメータ監視局装置(自律型)	164	
7-5-2	テレメータ中継局装置(自律型)(V-V中継:新スプリアス規格準拠)	131	7-5-2	テレメータ中継局装置(自律型)(V-V中継:新スプリアス規格準拠)	166	
7-5-3	テレメータ中継局装置(自律型)(V- μ およびV-I中継)	134	7-5-3	テレメータ中継局装置(自律型)(V- μ およびV-I中継)	170	
7-5-4	テレメータ観測局装置(自律型:新スプリアス規格準拠)	135	7-5-4	テレメータ観測局装置(自律型:新スプリアス規格準拠)	172	
8	模写電送装置		8	模写電送装置		
8-1	蓄積同報装置	137	8-1	蓄積同報装置	175	
9	画像伝送送受信装置(ヘリテレ用)		9	画像伝送送受信装置(ヘリテレ用)		
9-1	画像受信用固定型(ヘリテレ用)	138	9-1	画像受信用固定型(ヘリテレ用)	176	
9-2	空中線駆動装置(ヘリテレ用)	139	9-2	空中線駆動装置(ヘリテレ用)	177	
9-3	制御処理装置(ヘリテレ用)	140	9-3	制御処理装置(ヘリテレ用)	178	
9-4	連絡用無線装置(ヘリテレ用)	142	9-4	連絡用無線装置(ヘリテレ用)	180	
9-5	データ伝送用無線装置(ヘリテレ用)	143	9-5	データ伝送用無線装置(ヘリテレ用)	181	
9-6	監視制御モニタ装置(ヘリテレ用)	144	9-6	監視制御モニタ装置(ヘリテレ用)	182	
9-7	受信用移動型(ヘリテレ用)	145	9-7	受信用移動型(ヘリテレ用)	183	
9-8	連絡用無線装置(ヘリテレ用:新スプリアス規格準拠)	146	9-8	連絡用無線装置(ヘリテレ用:新スプリアス規格準拠)	184	
10	衛星通信装置		10	衛星通信装置		
10-1-1	削除(衛星通信装置(固定局アンテナ装置)平成28年11月廃止)	147	10-1-1	削除(衛星通信装置(固定局アンテナ装置)平成28年11月廃止)	185	
10-1-2	削除(衛星通信装置(固定局送受信装置)平成28年11月廃止)	147	10-1-2	削除(衛星通信装置(固定局送受信装置)平成28年11月廃止)	185	

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和元年12月版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
10-1-3	削除(衛星通信装置(固定局個別通信端局装置)平成28年11月廃止)	147	10-1-3	削除(衛星通信装置(固定局個別通信端局装置)平成28年11月廃止)	185	
10-1-4	削除(衛星通信装置(固定局画像端局装置)平成28年11月廃止)	147	10-1-4	削除(衛星通信装置(固定局画像端局装置)平成28年11月廃止)	185	
10-1-5	削除(衛星通信装置(固定局回線制御装置(本省局のみ))平成28年11月廃止)	147	10-1-5	削除(衛星通信装置(固定局回線制御装置(本省局のみ))平成28年11月廃止)	185	
10-2-1	削除(衛星通信装置(車載型送受信装置)平成28年11月廃止)	147	10-2-1	削除(衛星通信装置(車載型送受信装置)平成28年11月廃止)	185	
10-2-2	削除(衛星通信装置(車載型個別通信端局装置)平成28年11月廃止)	147	10-2-2	削除(衛星通信装置(車載型個別通信端局装置)平成28年11月廃止)	185	
10-2-3	削除(衛星通信装置(車載型画像端局装置)平成28年11月廃止)	147	10-2-3	削除(衛星通信装置(車載型画像端局装置)平成28年11月廃止)	185	
10-2-4	削除(衛星通信装置(車載型アンテナ装置)平成28年11月廃止)	147	10-2-4	削除(衛星通信装置(車載型アンテナ装置)平成28年11月廃止)	185	
10-3-1	削除(Ku-SAT(制御地球局)平成28年11月廃止)	147	10-3-1	削除(Ku-SAT(制御地球局)平成28年11月廃止)	185	
10-3-2	削除(Ku-SAT(制御地球局回線制御装置)平成28年11月廃止)	147	10-3-2	削除(Ku-SAT(制御地球局回線制御装置)平成28年11月廃止)	185	
10-3-3	削除(Ku-SAT(固定・可搬型)平成28年11月廃止)	147	10-3-3	削除(Ku-SAT(固定・可搬型)平成28年11月廃止)	185	
10-4-1	衛星通信装置(車載局アンテナ装置・送受信装置)	148	10-4-1	衛星通信装置(車載局アンテナ装置・送受信装置)	186	
10-4-2	衛星通信装置(車載局端局装置)	149	10-4-2	衛星通信装置(車載局端局装置)	187	
10-4-3	衛星通信装置(可搬局装置)	150	10-4-3	衛星通信装置(可搬局装置)	188	
10-4-4	衛星通信装置(固定局アンテナ装置)	151	10-4-4	衛星通信装置(固定局アンテナ装置)	189	
10-4-5	衛星通信装置(固定局送受信装置)	152	10-4-5	衛星通信装置(固定局送受信装置)	190	
10-4-6	衛星通信装置(固定局端局装置)	153	10-4-6	衛星通信装置(固定局端局装置)	191	
10-4-7	衛星通信装置(固定局衛星通信端末装置)	154	10-4-7	衛星通信装置(固定局衛星通信端末装置)	192	
10-5	衛星通信装置(固定局送受信装置:新スプリアス規格準拠)	155	10-5	衛星通信装置(固定局送受信装置:新スプリアス規格準拠)	193	
11	画像符号化装置		11	画像符号化装置		
11-1	画像符号化装置	156	11-1	画像符号化装置	194	
11-2	IPコーデック(IPエンコーダ、IPデコーダ)	157	11-2	IPコーデック(IPエンコーダ、IPデコーダ)	195	
12	直流電源装置		12	直流電源装置		
12-1	直流電源装置(多重無線設備用(触媒栓付))	158	12-1	直流電源装置(多重無線設備用(触媒栓付))	196	
12-2	直流電源装置(多重無線設備用(MSE形等))	159	12-2	直流電源装置(多重無線設備用(MSE形等))	197	
12-3	直流電源装置(テレメータKR用(触媒栓付))	160	12-3	直流電源装置(テレメータKR用(触媒栓付))	198	
12-4	直流電源装置(テレメータKR用(MSE形等))	161	12-4	直流電源装置(テレメータKR用(MSE形等))	199	
12-5	直流電源装置(テレメータB型用)	162	12-5	直流電源装置(テレメータB型用)	200	
12-6	太陽電池(テレメータ用)	163	12-6	太陽電池(テレメータ用)	201	
12-7	直流電源装置(交換機用(触媒栓付))	164	12-7	直流電源装置(交換機用(触媒栓付))	202	

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和元年12月版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
12- 8	直流電源装置 (交換機用 (M S E 形等))	165	12- 8	直流電源装置 (交換機用 (M S E 形等))	203	
12- 9	直流電源装置 (48V 通信設備用)	166	12- 9	直流電源装置 (48V 通信設備用)	204	
12- 10	直流電源装置 (48V 通信設備用 (A F 型))	167	12- 10	直流電源装置 (48V 通信設備用 (A F 型))	205	
13	無停電電源装置 (CVCF)		13	無停電電源装置 (CVCF)		
13- 1	無停電電源装置 (触媒栓付)	168	13- 1	無停電電源装置 (触媒栓付)	206	
13- 2	無停電電源装置 (M S E 形等)	169	13- 2	無停電電源装置 (M S E 形等)	207	
13- 3	無停電電源装置 (汎用小容量 U P S 20kVA 以下)	170	13- 3	無停電電源装置 (汎用小容量 U P S 20kVA 以下)	208	
14	C C T V 装置		14	C C T V 装置		
14- 1	カメラ設備 (カメラ装置・機側装置)	171	14- 1	カメラ設備 (カメラ装置・機側装置)	209	
14- 2	監視制御設備 (C C T V 制御装置、操作部)	172	14- 2	監視制御設備 (C C T V 制御装置、操作部)	210	
15	テレビ共聴装置		15	テレビ共聴装置		
15- 1	テレビ放送波受信アンテナ部	173	15- 1	テレビ放送波受信アンテナ部	211	
15- 2	テレビ共聴装置 (ヘッドエンド装置)	174	15- 2	テレビ共聴装置 (ヘッドエンド装置)	212	
15- 3	テレビ共聴装置 (共聴伝送路)	175	15- 3	テレビ共聴装置 (共聴伝送路)	213	
15- 4	テレビ共聴装置 (光受信機、光中継部)	176	15- 4	テレビ共聴装置 (光受信機、光中継部)	214	
16	自動電話交換装置		16	自動電話交換装置		
16- 1	電子型交換装置	178	16- 1	電子型交換装置	216	
16- 2	簡易型交換装置	180	16- 2	簡易型交換装置	218	
16- 3-1	V o I P 交換装置 (I P 電話交換装置)	181	16- 3-1	V o I P 交換装置 (I P 電話交換装置)	219	
16- 3-2	V o I P 交換装置 (保守コンソール)	182	16- 3-2	V o I P 交換装置 (保守コンソール)	220	
16- 3-3	V o I P 交換装置 (フロア L 2 スイッチ)	182	16- 3-3	V o I P 交換装置 (フロア L 2 スイッチ)	220	
16- 3-4	V o I P 交換装置 (認証サーバ)	183	16- 3-4	V o I P 交換装置 (認証サーバ)	221	
16- 3-5	V o I P 交換装置 (D H C P サーバ)	184	16- 3-5	V o I P 交換装置 (D H C P サーバ)	222	
16- 3-6	V o I P 交換装置 (無線 L A N スイッチ)	184	16- 3-6	V o I P 交換装置 (無線 L A N スイッチ)	222	
16- 3-7	V o I P 交換装置 (無線 L A N アクセスポイント)	185	16- 3-7	V o I P 交換装置 (無線 L A N アクセスポイント)	223	
17	鉄塔・反射板		17	鉄塔・反射板		
17- 1	鉄塔・反射板	186	17- 1	鉄塔・反射板	224	
18	道路情報表示装置		18	道路情報表示装置		

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和元年12月版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
18- 1	道路情報表示装置 (主制御機)	187	18- 1	道路情報表示装置 (主制御機)	225	
18- 2	A形、A 2形電光式表示機	188	18- 2	A形、A 2形電光式表示機	226	
18- 3	A形、B形字幕・透光式表示機	189	18- 3	A形、B形字幕・透光式表示機	227	
18- 4	HL1～5形表示機	190	18- 4	HL1～5形表示機	228	
19	道路トンネル非常用装置		19	道路トンネル非常用装置		
19- 1	道路トンネル非常用装置 (制御装置)	191	19- 1	道路トンネル非常用装置 (制御装置)	229	
19- 2	道路トンネル非常用装置 (副制御装置)	193	19- 2	道路トンネル非常用装置 (副制御装置)	231	
19- 3	道路トンネル非常用装置 (受信制御装置)	195	19- 3	道路トンネル非常用装置 (受信制御装置)	233	
19- 4	道路トンネル非常用装置 (警報表示板、補助警報表示板)	196	19- 4	道路トンネル非常用装置 (警報表示板、補助警報表示板)	234	
19- 5	道路トンネル非常用装置 (モニタ盤)	197	19- 5	道路トンネル非常用装置 (モニタ盤)	235	
19- 6	道路トンネル非常用装置 (監視盤)	198	19- 6	道路トンネル非常用装置 (監視盤)	236	
19- 7	押しボタン式通報装置	198	19- 7	押しボタン式通報装置	236	
19- 8	非常電話機	199	19- 8	非常電話機	237	
19- 9	誘導表示板	199	19- 9	誘導表示板	237	
19- 10	火災受信盤	200	19- 10	火災受信盤	238	
19- 11	火災検知器	200	19- 11	火災検知器	238	
20	通行止装置		20	通行止装置		
20- 1	通行止装置 (制御器、表示板、遮断機)	201	20- 1	通行止装置 (制御器、表示板、遮断機)	239	
21	ラジオ再放送装置・路側放送装置		21	ラジオ再放送装置・路側放送装置		
21- 1	ラジオ再放送装置	202	21- 1	ラジオ再放送装置	240	
21- 2	路側放送装置	204	21- 2	路側放送装置	242	
21- 3	路側放送装置 (新スプリアス規格準拠)	206	21- 3	路側放送装置 (新スプリアス規格準拠)	244	
22	センサ		22	センサ		
22- 1	雨量計	208	22- 1	雨量計	246	
22- 2	水位計 (水研 62 型)	209	22- 2	水位計 (水研 62 型)	247	
22- 3	水位計 (水晶式)	210	22- 3	水位計 (水晶式)	248	
22- 4	音波水位計	211	22- 4	音波水位計	249	
22- 5	超音波積雪深計	212	22- 5	超音波積雪深計	250	
22- 6	光波積雪深計	213	22- 6	光波積雪深計	251	

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和元年12月版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
22-7	風向風速計	214	22-7	風向風速計	252	
22-8	温度計（白金抵抗体）	215	22-8	温度計（白金抵抗体）	253	
22-9	埋設路面温度計（白金抵抗体）	216	22-9	埋設路面温度計（白金抵抗体）	254	
22-10	路面凍結検知装置	217	22-10	路面凍結検知装置	255	
22-11	車種別車両感知器（センサ）	218	22-11	車種別車両感知器（センサ）	256	
22-12	車種別車両感知器（中央装置）	219	22-12	車種別車両感知器（中央装置）	257	
22-13	V I 計	221	22-13	V I 計	259	
22-14	簡易型交通量計測装置（超音波送受波センサ方式）	222	22-14	簡易型交通量計測装置（超音波送受波センサ方式）	260	
23	付属設備		23	付属設備		
23-1	耐雷トランス（低圧用）	224	23-1	耐雷トランス（低圧用）	262	
24	電子応用共通機器		24	電子応用共通機器		
24-1	処理装置（入出力コンソール、通信制御装置含む）（ダム管理用制御処理装置、レーダ雨（雪）量計システム、地震情報システム）	224	24-1	処理装置（入出力コンソール、通信制御装置含む）（ダム管理用制御処理装置、レーダ雨（雪）量計システム、地震情報システム）	262	
24-2	液晶ディスプレイ	225	24-2	液晶ディスプレイ	263	
24-3	端末装置（ワークステーション、パーソナルコンピュータ）	226	24-3	端末装置（ワークステーション、パーソナルコンピュータ）	264	
24-4	端末装置（LAN（ブリッジ、ルータ））	227	24-4	端末装置（LAN（ブリッジ、ルータ））	265	
24-5	サーバ（ファイルサーバ、プリンタサーバ、その他）	227	24-5	サーバ（ファイルサーバ、プリンタサーバ、その他）	265	
24-6	C D T 受信装置	228	24-6	C D T 受信装置	266	
24-7	C D T 送信装置	228	24-7	C D T 送信装置	266	
24-8	表示板（壁掛け式）	229	24-8	表示板（壁掛け式）	267	
24-9	表示板（床据付式）	229	24-9	表示板（床据付式）	267	
24-10	ビデオプロジェクタ	230	24-10	ビデオプロジェクタ	268	
24-11	時計装置	230	24-11	時計装置	268	
24-12	分電盤	231	24-12	分電盤	269	
25	河川情報システム		25	河川情報システム		
25-1	河川情報システム（通信制御装置・その他サーバ）	232	25-1	河川情報システム（通信制御装置・その他サーバ）	270	
25-2	河川情報システム（分岐切替装置）	233	25-2	河川情報システム（分岐切替装置）	271	
25-3	統一河川情報システムサーバ	234	25-3	統一河川情報システムサーバ	272	
25-4	統一河川情報システム負荷分散装置	234	25-4	統一河川情報システム負荷分散装置	272	
26	道路情報システム		26	道路情報システム		

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和元年12月版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
26-1	道路情報システム (通信制御装置/処理装置)	235	26-1	道路情報システム (通信制御装置/処理装置)	273	
26-2	道路情報システム (インタフェース変換装置)	236	26-2	道路情報システム (インタフェース変換装置)	274	
27	レーダ雨 (雪) 量計システム		27	レーダ雨 (雪) 量計システム		
27-1	レドーム (レーダ局)	237	27-1	レドーム (レーダ局)	275	
27-2	空中線装置 (レーダ局) (導波管加圧装置及び安全開閉器含む)	238	27-2	空中線装置 (レーダ局) (導波管加圧装置及び安全開閉器含む)	276	
27-3	空中線制御装置 (レーダ局)	239	27-3	空中線制御装置 (レーダ局)	277	
27-4	送受信装置 (レーダ局)	240	27-4	送受信装置 (レーダ局)	278	
27-5	レーダ動作監視装置 (レーダ局)	242	27-5	レーダ動作監視装置 (レーダ局)	280	
27-6	信号処理装置 (レーダ局)	243	27-6	信号処理装置 (レーダ局)	281	
27-7	指示装置 (レーダ局)	245	27-7	指示装置 (レーダ局)	283	
27-8	収集処理装置 (レーダ局) (入出力コンソール含む)	246	27-8	収集処理装置 (レーダ局) (入出力コンソール含む)	284	
27-9	入出力装置 (レーダ局)	247	27-9	入出力装置 (レーダ局)	285	
27-10	レーダ電源制御装置 (レーダ局)	248	27-10	レーダ電源制御装置 (レーダ局)	286	
27-11	通信接続装置 II (処理局)	249	27-11	通信接続装置 II (処理局)	287	
27-12	動作監視装置 (処理局)	249	27-12	動作監視装置 (処理局)	287	
27-13	動作制御装置 (処理局)	250	27-13	動作制御装置 (処理局)	288	
27-14	高輝度 P P I 装置 (処理局)	251	27-14	高輝度 P P I 装置 (処理局)	289	
27-15	解析処理装置・データ記録装置	25 2	27-15	解析処理装置・データ記録装置	29 0	
27-16	送受信装置 (レーダ局:新スプリアス規格準拠)	25 3	27-16	送受信装置 (レーダ局:新スプリアス規格準拠)	29 1	
28	地震情報システム		28	地震情報システム		
28-1	地震情報システム (集配信制御装置 (本局設備))	255	28-1	地震情報システム (集配信制御装置 (本局設備))	293	
28-2	地震情報システム (通信制御装置 (事務所設備))	255	28-2	地震情報システム (通信制御装置 (事務所設備))	293	
28-3	強震計測装置	256	28-3	強震計測装置	294	
29	ダム管理用制御処理設備		29	ダム管理用制御処理設備		
29-1	ダム情報処理装置、ダム放流設備制御装置	258	29-1	ダム情報処理装置、ダム放流設備制御装置	296	
29-2	入出力インターフェース装置	258	29-2	入出力インターフェース装置	296	
29-3	入出力中継装置	259	29-3	入出力中継装置	297	
29-4	遠方手動操作卓 (監視制御卓)	259	29-4	遠方手動操作卓 (監視制御卓)	297	

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和元年12月版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
29- 5	情報処理操作卓／表示設定操作卓	260	29- 5	情報処理操作卓／表示設定操作卓	298	
29- 6	試験装置（訓練装置）	260	29- 6	試験装置（訓練装置）	298	
29- 7	記録計（アナログ方式）	261	29- 7	記録計（アナログ方式）	299	
29- 8	水位計（デジタル、アナログ式）	261	29- 8	水位計（デジタル、アナログ式）	299	
29- 9	開度計	262	29- 9	開度計		
29-10	分岐切替装置	262	29-10	分岐切替装置	300	
29-11	前処理装置／入出力処理装置（光ケーブル伝送方式）	263	29-11	前処理装置／入出力処理装置（光ケーブル伝送方式）	301	
29-12	前処理装置／入出力処理装置（メタルケーブル伝送方式）	263	29-12	前処理装置／入出力処理装置（メタルケーブル伝送方式）	301	
29-13	機側伝送装置（ゲート用）	264	29-13	機側伝送装置（ゲート用）	302	
29-14	機側伝送装置（水位計用）	265	29-14	機側伝送装置（水位計用）	303	
29-15	通信制御処理装置／情報伝達処理装置	265	29-15	通信制御処理装置／情報伝達処理装置	303	
29-16	ゲート制御装置	266	29-16	ゲート制御装置	304	
29-17	中継端子盤	266	29-17	中継端子盤	304	
29-18	光ケーブル接続盤	266	29-18	光ケーブル接続盤	304	
30	受変電設備		30	受変電設備		
30- 1	自家用電気設備環境点検	267	30- 1	自家用電気設備環境点検	305	
30- 2	受変電設備（継電器類共通事項（誘導形））	268	30- 2	受変電設備（継電器類共通事項（誘導形））	306	
30- 3	受変電設備（継電器類共通事項（静止形））	270	30- 3	受変電設備（継電器類共通事項（静止形））	308	
30- 4	受変電設備（図書類・予備品等の確認）	273	30- 4	受変電設備（図書類・予備品等の確認）	311	
30- 5	受変電設備（閉鎖配電盤）	274	30- 5	受変電設備（閉鎖配電盤）	312	
31	特別高圧設備		31	特別高圧設備		
31- 1	特別高圧設備（断路器）	276	31- 1	特別高圧設備（断路器）	314	
31- 2	特別高圧設備（油入遮断器）	277	31- 2	特別高圧設備（油入遮断器）	315	
31- 3	特別高圧設備（真空遮断器）	278	31- 3	特別高圧設備（真空遮断器）	316	
31- 4	特別高圧設備（油入変圧器）	279	31- 4	特別高圧設備（油入変圧器）	317	
31- 5	特別高圧設備（避雷器）	280	31- 5	特別高圧設備（避雷器）	318	
31- 6	特別高圧設備（計器用変圧器）	28 1	31- 6	特別高圧設備（計器用変圧器）	31 9	
31- 7	特別高圧設備（母線・構造物）	281	31- 7	特別高圧設備（母線・構造物）	319	
31- 8	特別高圧設備（閉鎖配電盤）	282	31- 8	特別高圧設備（閉鎖配電盤）	320	

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和元年12月版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
31-9	特別高圧設備 (ガス絶縁開閉装置)	284	31-9	特別高圧設備 (ガス絶縁開閉装置)	322	
31-10	特別高圧設備 (ケーブル)	285	31-10	特別高圧設備 (ケーブル)	323	
31-11	特別高圧設備 (圧縮空気発生装置)	285	31-11	特別高圧設備 (圧縮空気発生装置)	323	
32	高圧設備		32	高圧設備		
32-1	高圧設備 (断路器)	286	32-1	高圧設備 (断路器)	324	
32-2	高圧設備 (油入遮断器)	287	32-2	高圧設備 (油入遮断器)	325	
32-3	高圧設備 (真空遮断器)	288	32-3	高圧設備 (真空遮断器)	326	
32-4	高圧設備 (油入変圧器)	289	32-4	高圧設備 (油入変圧器)	327	
32-5	高圧設備 (モールド変圧器)	290	32-5	高圧設備 (モールド変圧器)	328	
32-6	高圧設備 (計器用変成器)	291	32-6	高圧設備 (計器用変成器)	329	
32-7	高圧設備 (避雷器)	29 1	32-7	高圧設備 (避雷器)	32 9	
32-8	削除 (高圧設備 (閉鎖配電盤) 平成28年10月廃止)	292	32-8	削除 (高圧設備 (閉鎖配電盤) 平成28年10月廃止)	330	
32-9	高圧設備 (電力用コンデンサ設備)	292	32-9	高圧設備 (電力用コンデンサ設備)	330	
32-10	高圧設備 (電力ヒューズ)	292	32-10	高圧設備 (電力ヒューズ)	330	
32-11	高圧設備 (開閉器)	293	32-11	高圧設備 (開閉器)	331	
32-12	高圧設備 (母線)	29 3	32-12	高圧設備 (母線)	33 1	
32-13	高圧設備 (引込柱)	293	32-13	高圧設備 (引込柱)	331	
32-14	高圧設備 (区分開閉器 (ガス・真空・気中を含む))	29 4	32-14	高圧設備 (区分開閉器 (ガス・真空・気中を含む))	33 2	
32-15	高圧設備 (電線・支持物)	294	32-15	高圧設備 (電線・支持物)	332	
32-16	高圧設備 (ケーブル)	294	32-16	高圧設備 (ケーブル)	332	
33	低圧設備		33	低圧設備		
33-1	動力・電灯盤	295	33-1	動力・電灯盤	333	
33-2	直流電源装置 (遮断器投入用) (触媒栓付き)	297	33-2	直流電源装置 (遮断器投入用) (触媒栓付き)	335	
33-3	直流電源装置 (遮断器投入用) (MSE形等)	298	33-3	直流電源装置 (遮断器投入用) (MSE形等)	336	
33-4	分電盤	298	33-4	分電盤	336	
33-5	ハンドホール等	298	33-5	ハンドホール等	336	
34	監視制御盤類		34	監視制御盤類		

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和元年12月版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
34- 1	監視制御盤類 (操作卓)	299	34- 1	監視制御盤類 (操作卓)	337	
34- 2	監視制御盤類 (補助継電器盤)	300	34- 2	監視制御盤類 (補助継電器盤)	338	
34- 3	監視制御盤類 (コントロールセンタ)	301	34- 3	監視制御盤類 (コントロールセンタ)	339	
34- 4	監視制御盤類 (機側操作盤 (標準型))	303	34- 4	監視制御盤類 (機側操作盤 (標準型))	341	
34- 5	監視制御盤類 (機側操作盤 (簡易型))	303	34- 5	監視制御盤類 (機側操作盤 (簡易型))	341	
34- 6	監視制御盤類 (計装設備)	304	34- 6	監視制御盤類 (計装設備)	342	
35	負荷設備		35	負荷設備		
35- 1	電動機負荷 (停止時)	305	35- 1	電動機負荷 (停止時)	343	
35- 2	電動機負荷 (運転時)	305	35- 2	電動機負荷 (運転時)	343	
35- 3	照明負荷	306	35- 3	照明負荷	344	
35- 4	動力負荷	307	35- 4	動力負荷	345	
36	ロードヒーティング		36	ロードヒーティング		
36- 1	ロードヒーティング	309	36- 1	ロードヒーティング	346	
37	発動発電機		37	発動発電機		
37- 1	発動発電機 (ディーゼル) (原動機)	310	37- 1	発動発電機 (ディーゼル) (原動機)	348	
37- 2	発動発電機 (ディーゼル) (発電機)	312	37- 2	発動発電機 (ディーゼル) (発電機)	350	
37- 3	発動発電機 (ディーゼル) (直流電源盤)	313	37- 3	発動発電機 (ディーゼル) (直流電源盤)	351	
37- 4	発動発電機 (ディーゼル) (煙道、消音器)	313	37- 4	発動発電機 (ディーゼル) (煙道、消音器)	351	
37- 5	発動発電機 (ディーゼル) (発電機盤・制御盤)	314	37- 5	発動発電機 (ディーゼル) (発電機盤・制御盤)	352	
37- 6	発動発電機 (ガスタービン) (原動機)	316	37- 6	発動発電機 (ガスタービン) (原動機)	354	
37- 7	発動発電機 (ガスタービン) (発電機)	317	37- 7	発動発電機 (ガスタービン) (発電機)	355	
37- 8	発動発電機 (ガスタービン) (直流電源盤)	318	37- 8	発動発電機 (ガスタービン) (直流電源盤)	356	
37- 9	発動発電機 (ガスタービン) (煙道)	318	37- 9	発動発電機 (ガスタービン) (煙道)	356	
37- 10	発動発電機 (ガスタービン) (発電機盤・制御盤)	319	37- 10	発動発電機 (ガスタービン) (発電機盤・制御盤)	357	
37- 11	発動発電機 (携帯型)	321	37- 11	発動発電機 (携帯型)	359	
38	地下タンク設備		38	地下タンク設備		
38- 1	地下タンク設備	322	38- 1	地下タンク設備	360	
39	太陽光発電設備		39	太陽光発電設備		
39- 1	太陽電池アレイ (10kW)	324	39- 1	太陽電池アレイ (10kW)	362	

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和元年12月版			新 朱書き修正			改定主旨・根拠
39-2	太陽光発電設備（接続箱（10kW））	325	39-2	太陽光発電設備（接続箱（10kW））	363	
39-3	太陽光発電設備（パワーコンディショナ（10kW））	326	39-3	太陽光発電設備（パワーコンディショナ（10kW））	364	
40	風力発電設備		40	風力発電設備		
40-1	風力発電装置（10kW以下）	327	40-1	風力発電装置（10kW以下）	365	
41	環境点検		41	環境点検		
41-1	環境点検（観測所局舎・中継所局舎等）	328	41-1	環境点検（観測所局舎・中継所局舎等）	366	
41-2	環境点検（受変電設備建屋）	329	41-2	環境点検（受変電設備建屋）	367	
41-3	環境点検（空調設備）	330	41-3	環境点検（空調設備）	368	
42	国土交通省公共ブロードバンド移動通信システム		42	国土交通省公共ブロードバンド移動通信システム		
42-1	国土交通省公共ブロードバンド移動通信システム	331	42-1	国土交通省公共ブロードバンド移動通信システム	369	
43	ITSスポット		43	ITSスポット		
43-1	ITSスポット（RSU）	332	43-1	ITSスポット（RSU）	370	
43-2	ITSスポット（情報接続処理装置）	333	43-2	ITSスポット（情報接続処理装置）	371	
43-3	ITSスポット（プローブ処理装置）	333	43-3	ITSスポット（プローブ処理装置）	371	
43-4	ITSスポット（RSU鍵設定装置）	333	43-4	ITSスポット（RSU鍵設定装置）	371	
44	ヘリコプター搭載型衛星通信設備（ヘリサット）		44	ヘリコプター搭載型衛星通信設備（ヘリサット）		
44-1-1	ヘリサット架（基地局）	334	44-1-1	ヘリサット架（基地局）	372	
44-1-2	ヘリ位置表示架（基地局）	335	44-1-2	ヘリ位置表示架（基地局）	373	
44-2-1	無線伝送部・空中線（機上局）	336	44-2-1	無線伝送部・空中線（機上局）	374	
44-2-2	映像音声制御装置（機上局）	337	44-2-2	映像音声制御装置（機上局）	375	
44-2-3	ヘリサット用信号処理装置（機上局）	337	44-2-3	ヘリサット用信号処理装置（機上局）	375	
44-2-4	映像符号化装置（機上局）	338	44-2-4	映像符号化装置（機上局）	376	
44-2-5	カラーモニタ（機上局）	338	44-2-5	カラーモニタ（機上局）	376	
44-2-6	ビデオレコーダ（機上局）	339	44-2-6	ビデオレコーダ（機上局）	377	
44-2-7	ヘリ位置表示端末（機上局）	339	44-2-7	ヘリ位置表示端末（機上局）	377	
44-2-8	カメラ装置（機上局）	340	44-2-8	カメラ装置（機上局）	378	
45	MPレーダ雨（雪）量計システム		45	MPレーダ雨（雪）量計システム		
45-1-1	レドーム（Xバンドレーダ局）	341	45-1-1	レドーム（Xバンドレーダ局）	379	
45-1-2	空中線装置（Xバンドレーダ局） （導波管加圧装置及び安全開閉器含む）	342	45-1-2	空中線装置（Xバンドレーダ局） （導波管加圧装置及び安全開閉器含む）	380	

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和元年12月版		新 朱書き修正		改定主旨・根拠		
45-1-3	空中線制御装置 (Xバンドレーダ局)	344	45-1-3	空中線制御装置 (Xバンドレーダ局)	382	
45-1-4	送信装置 (Xバンドレーダ局) (新スプリアス規格準拠)	345	45-1-4	送信装置 (Xバンドレーダ局) (新スプリアス規格準拠)	383	
45-1-5	受信/信号処理装置 (Xバンドレーダ局)	347	45-1-5	受信/信号処理装置 (Xバンドレーダ局)	385	
45-1-6	処理装置(受信/信号処理装置、データ変換装置、データ蓄積装置) (Xバンドレーダ局)	349	45-1-6	処理装置(受信/信号処理装置、データ変換装置、データ蓄積装置) (Xバンドレーダ局)	387	
45-1-7	データ変換装置時計装置 (Xバンドレーダ局)	350	45-1-7	データ変換装置時計装置 (Xバンドレーダ局)	388	
45-1-8	遠隔操作表示装置 (Xバンドレーダ局)	350	45-1-8	遠隔操作表示装置 (Xバンドレーダ局)	388	
45-1-9	レーダ電源制御装置 (Xバンドレーダ局)	351	45-1-9	レーダ電源制御装置 (Xバンドレーダ局)	389	
45-2-1	レドーム (Cバンドレーダ局)	352	45-2-1	レドーム (Cバンドレーダ局)	390	
45-2-2	空中線装置 (Cバンドレーダ局) (導波管加圧装置及び安全開閉器含む)	353	45-2-2	空中線装置 (Cバンドレーダ局) (導波管加圧装置及び安全開閉器含む)	391	
45-2-3	空中線制御装置 (Cバンドレーダ局)	355	45-2-3	空中線制御装置 (Cバンドレーダ局)	393	
45-2-4	送信装置 (Cバンドレーダ局) (新スプリアス規格準拠)	356	45-2-4	送信装置 (Cバンドレーダ局) (新スプリアス規格準拠)	394	
45-2-5	受信/信号処理装置 (Cバンドレーダ局)	358	45-2-5	受信/信号処理装置 (Cバンドレーダ局)	394	
45-2-6	処理装置(受信/信号処理装置、データ変換装置、データ蓄積装置、解 析処理装置) (Cバンドレーダ局)	360	45-2-6	処理装置(受信/信号処理装置、データ変換装置、データ蓄積装置、解 析処理装置) (Cバンドレーダ局)	398	
45-2-7	時計装置 (Cバンドレーダ局)	361	45-2-7	時計装置 (Cバンドレーダ局)	399	
45-2-8	遠隔操作表示装置 (Cバンドレーダ局)	361	45-2-8	遠隔操作表示装置 (Cバンドレーダ局)	399	
45-2-9	レーダ電源制御装置 (Cバンドレーダ局)	362	45-2-9	レーダ電源制御装置 (Cバンドレーダ局)	400	

旧 令和元年12月版

「個別点検」 5-1 超短波無線電話装置（F X・F B）（トンネル無線補助設備を含む）

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月			
1	電源電圧の確認	自蔵の計器またはテスタにより測定する。						○ テスタ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	送信周波数確認	周波数計により測定し基準値（±5×10 ⁻⁶ ）以内であることを確認する。						○ 周波数カウンタ	60M/150Mに適用する。 400Mは基準値（±3×10 ⁻⁶ ）となる。	
3	送信出力確認	定格電源電圧で送信部出力端子において、指定出力±10%以内であることを確認する。						○ 高周波電力計	定在波測定が可能な通過形電力計とする。	
4	スプリアス輻射強度確認	スプリアス (nf ₀) 輻射強度を測定し帯域内80dB以下、帯域外60dB以下を確認する。 (f ₀ : 原振周波数、高周波次数)						○ スペクトラムアナライザ	60M/150Mに適用する。 400Mはスプリアス輻射強度が2.5 μW以下であることを確認する。	
5	最大周波数偏移確認	許容偏移以内（±5kHz）であることを確認する。 変調周波数は1kHzとする。						○ 直線検波器、低周波発振器	60M/150Mに適用する。 400Mは許容偏移±2.5kHzとなる。	
6	20dB雑音抑圧感度確認	入力電圧感度が2dBμV以下であることを確認する。						○ 標準信号発生器、レベル計		
7	スケルチ感度確認	標準信号発生器により測定する。 0dBμV以下にてスケルチがオープンすることを確認する。						○ 標準信号発生器		
8	S/N 確認	対向間でS/Nを測定する。						○ レベル計	F Xのみ 通話確認にて実施する 無人局は有人局からの遠方監視により確認する。	
9	切替部動作試験	手動にて切替動作試験を行う。 自動切替動作試験及び警報動作試験を行う。						○		
10	空中線確認 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	空中線（トンネル内LCX含む）及び基地局空中線の取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。						○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。
		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○		
		反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○	定在波測定器（または通過形電力計）	
11	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。						○		
12	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持	
13	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○	障害時の備え	
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		

新 朱書き修正

「個別点検」 5-1 超短波無線電話装置（F X・F B）（トンネル無線補助設備を含む）

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月			
1	電源電圧の確認	自蔵の計器またはテスタにより測定する。						○ テスタ	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	送信周波数確認	周波数計により測定し基準値（±5×10 ⁻⁶ ）以内であることを確認する。						○ 周波数カウンタ	60M/150Mに適用する。 400Mは基準値（±3×10 ⁻⁶ ）となる。	
3	送信出力確認	定格電源電圧で送信部出力端子において、指定出力±10%以内であることを確認する。						○ 高周波電力計	定在波測定が可能な通過形電力計とする。	
4	スプリアス輻射強度確認	スプリアス (nf ₀) 輻射強度を測定し帯域内80dB以下、帯域外60dB以下を確認する。 (f ₀ : 原振周波数、高周波次数)						○ スペクトラムアナライザ	60M/150Mに適用する。 400Mはスプリアス輻射強度が2.5 μW以下であることを確認する。	
5	最大周波数偏移確認	許容偏移以内（±5kHz）であることを確認する。 変調周波数は1kHzとする。						○ 直線検波器、低周波発振器	60M/150Mに適用する。 400Mは許容偏移±2.5kHzとなる。	
6	20dB雑音抑圧感度確認	入力電圧感度が2dBμV以下であることを確認する。						○ 標準信号発生器、レベル計		
7	スケルチ感度確認	標準信号発生器により測定する。 0dBμV以下にてスケルチがオープンすることを確認する。						○ 標準信号発生器		
8	S/N 確認	対向間でS/Nを測定する。						○ レベル計	F Xのみ 通話確認にて実施する 無人局は有人局からの遠方監視により確認する。	
9	切替部動作試験	手動にて切替動作試験を行う。 自動切替動作試験及び警報動作試験を行う。						○		
10	空中線確認 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	空中線（トンネル内LCX含む）及び基地局空中線の取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。						○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。
		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○		
		反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○	定在波測定器（または通過形電力計）	
11	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。						○		
12	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○	周囲環境を考慮した機能維持	
13	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○	障害時の備え	
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		

改定主旨・根拠

空中線柱本体の外観検査を追記。

【参考】

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策（案）

基準1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表 令和7年3月

旧 令和元年12月版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠	
「個別点検」 5-3 超短波無線電話装置 (60MHz帯 FX・FB) (新スプリアス規格準拠)											「個別点検」 5-3 超短波無線電話装置 (60MHz帯 FX・FB) (新スプリアス規格準拠)												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考		No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月								12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				
1	電源電圧の確認	自蔵の計器またはテスタにより測定する。						○ テスタ	装置の正常動作の確認標準値(規格値)との照合測定結果の変化傾向の把握		1	電源電圧の確認	自蔵の計器またはテスタにより測定する。						○ テスタ	装置の正常動作の確認標準値(規格値)との照合測定結果の変化傾向の把握			
2	送信周波数確認	周波数計により測定し基準値(±5×10 ⁻⁶)以内であることを確認する。						○ 周波数カウンタ			2	送信周波数確認	周波数計により測定し基準値(±5×10 ⁻⁶)以内であることを確認する。						○ 周波数カウンタ				
3	送信出力確認	定格電源電圧で送信部出力端子において、指定出力±10%以内であることを確認する。						○ 高周波電力計	定在波測定が可能な通過形電力計とする。		3	送信出力確認	定格電源電圧で送信部出力端子において、指定出力±10%以内であることを確認する。						○ 高周波電力計	定在波測定が可能な通過形電力計とする。			
4	不要輻射強度確認	スプリアス(nf0)輻射強度を測定し帯域内80dB以下、帯域外60dB以下を確認する。(f0:原振周波数、高周波次数)60MHz帯新スプリアス規格準拠の場合は以下のとおりとする。 【帯域外領域】 1mW以下、かつ、基本周波数の平均電力より80dB以上低いこと。(ただし、空中線電力1W以下の場合は100μW以下) 【スプリアス領域】 基本周波数の搬送波電力より60dB以上低いこと。(ただし、空中線電力1W以下の場合は50μW以下)						○ スペクトラムアナライザ	空中線電力50W以下に適用する。		4	不要輻射強度確認	スプリアス(nf0)輻射強度を測定し帯域内80dB以下、帯域外60dB以下を確認する。(f0:原振周波数、高周波次数)60MHz帯新スプリアス規格準拠の場合は以下のとおりとする。 【帯域外領域】 1mW以下、かつ、基本周波数の平均電力より80dB以上低いこと。(ただし、空中線電力1W以下の場合は100μW以下) 【スプリアス領域】 基本周波数の搬送波電力より60dB以上低いこと。(ただし、空中線電力1W以下の場合は50μW以下)						○ スペクトラムアナライザ	空中線電力50W以下に適用する。			
5	最大周波数偏移確認	許容偏移以内(±5kHz)であることを確認する。変調周波数は1kHzとする。						○ 直線検波器、低周波発振器			5	最大周波数偏移確認	許容偏移以内(±5kHz)であることを確認する。変調周波数は1kHzとする。						○ 直線検波器、低周波発振器				
6	20dB雑音抑圧感度確認	入力電圧感度が2dBμV以下であることを確認する。						○ 標準信号発生器、レベル計			6	20dB雑音抑圧感度確認	入力電圧感度が2dBμV以下であることを確認する。						○ 標準信号発生器、レベル計				
7	スケルチ感度確認	標準信号発生器により測定する。0dBμV以下にてスケルチがオープンすることを確認する。						○ 標準信号発生器			7	スケルチ感度確認	標準信号発生器により測定する。0dBμV以下にてスケルチがオープンすることを確認する。						○ 標準信号発生器				
8	S/N確認	対向間でS/Nを測定する。						○ レベル計	FXのみ 通話確認にて実施する		8	S/N確認	対向間でS/Nを測定する。						○ レベル計	FXのみ 通話確認にて実施する			
9	切替部動作試験	手動にて切替動作試験を行う。 自動切替動作試験及び警報動作試験を行う。						○	無人局は有人局からの遠方監視により確認する。		9	切替部動作試験	手動にて切替動作試験を行う。 自動切替動作試験及び警報動作試験を行う。						○	無人局は有人局からの遠方監視により確認する。			
10	空中線確認	外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	空中線(トンネル内LCX含む)及び基地局空中線の取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。 反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○		10	空中線確認	外観の確認 給電線の確認	空中線(トンネル内LCX含む)及び基地局、空中線の取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○	空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		

空中線柱本体の外観検査を追記。

【参考】

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策(案)

基準1

目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準3

目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準4

目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和元年12月版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠
「個別点検」 5-5 国土交通省デジタル陸上移動通信システム (基地局無線装置 (F B)、携帯基地局無線装置 (F P))											「個別点検」 5-5 国土交通省デジタル陸上移動通信システム (基地局無線装置 (F B)、携帯基地局無線装置 (F P))											
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月				
1	表示の確認	パネル表示又は遠隔通信制御装置等により障害表示の有無を目視確認する。	○					装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	表示の確認	パネル表示又は遠隔通信制御装置等により障害表示の有無を目視確認する。	○					装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		空中線柱本体の外観検査を追記。		
2	電源電圧の確認	自蔵の計器またはテスタにより測定する。					テスタ			2	電源電圧の確認	自蔵の計器またはテスタにより測定する。					テスタ					
3	送信出力確認	定格電源電圧で送信部出力端子において送信電力を測定し、指定出力±20%以内であることを確認する。					高周波電力計			3	送信出力確認	定格電源電圧で送信部出力端子において送信電力を測定し、指定出力±20%以内であることを確認する。					高周波電力計					
4	送信周波数確認	周波数計により測定し基準値(±2.5×10 ⁻⁶)以内であることを確認する。					周波数カウンタ			4	送信周波数確認	周波数計により測定し基準値(±2.5×10 ⁻⁶)以内であることを確認する。					周波数カウンタ					
5	不要輻射強度確認	スペクトラムアナライザ等で測定し2.5 μW以下、または基本波の搬送波電力より60dB低いことを確認する。					スペクトラムアナライザ			5	不要輻射強度確認	スペクトラムアナライザ等で測定し2.5 μW以下、または基本波の搬送波電力より60dB低いことを確認する。					スペクトラムアナライザ					
6	隣接チャネル漏洩電力確認	搬送波から±6.25kHz離調し、測定帯幅±2.0kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力に対して-55dB以下、または32μW以下であることを確認する。					スペクトラムアナライザ			6	隣接チャネル漏洩電力確認	搬送波から±6.25kHz離調し、測定帯幅±2.0kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力に対して-55dB以下、または32μW以下であることを確認する。					スペクトラムアナライザ					
7	占有帯域幅確認	許容占有帯域幅以内(5.8kHz以内)であることを確認する。					スペクトラムアナライザ			7	占有帯域幅確認	許容占有帯域幅以内(5.8kHz以内)であることを確認する。					スペクトラムアナライザ					
8	受信感度確認	ビット誤り率(BER)がスタティック時に1×10 ⁻² になる受信レベルを確認する。 受信入力レベル: 0dBμV以下 +3dBμV以下(塔頂増幅器ありのシステムにおいて、受信機単体で測定の場合)					シグナルジェネレータ BER測定器			8	受信感度確認	ビット誤り率(BER)がスタティック時に1×10 ⁻² になる受信レベルを確認する。 受信入力レベル: 0dBμV以下 +3dBμV以下(塔頂増幅器ありのシステムにおいて、受信機単体で測定の場合)					シグナルジェネレータ BER測定器					
9	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。							9	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び 発錆 発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。				
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。									給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。									
		VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					定在波測定器(または通過形電力計)				VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。				定在波測定器(または通過形電力計)					
10	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。							10	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態の確認をする。											
11	機器本体の清掃等	機器本体の外表面を清掃する。						周囲環境を考慮した機能維持		11	機器本体の清掃等	機器本体の外表面を清掃する。						周囲環境を考慮した機能維持				
12	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						障害時の備え		12	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						障害時の備え				
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。										予備品類の保管状態・数量等を確認する。										

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策(案)

基準1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表 令和7年3月

旧 令和元年12月版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠																																	
「個別点検」 7-1-1 テレメータ監視局装置											「個別点検」 7-1-1 テレメータ監視局装置																																												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考		No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考																																	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月								12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月																														
8	受信入力電力確認	 相手局 → 受信機 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。				※	○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象	8	受信入力電力確認	 相手局 → 受信機 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。				※	○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象																																		
9	区間S/Nの確認	 発振器 → 受信機 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。				※	○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	9	区間S/Nの確認	 発振器 → 受信機 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。				※	○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。																																		
10	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		10	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。				○			周囲環境を考慮した機能維持																																			
11	システム機能の確認	<table border="1"> <tr> <td>全局観測制御確認</td> <td>手動で全局観測制御を行い、全ての観測局から応答信号が正常に返送されることを確認する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>○</td> <td></td> <td rowspan="5">装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>個別観測制御確認</td> <td>手動で個別観測制御を行い、観測局からの応答信号を確認する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>プリンタ制御</td> <td>全局観測や個別観測により正常に印字記録を行うことを確認する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>中継局制御</td> <td>手動で中継局の起動/停止制御及び送信機の切り替え制御を行い、動作が正常であることを確認する。 また、応答信号が正常に返送されることを確認する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>呼出時間間隔の変更が行えることを確認する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>○</td> </tr> </table>	全局観測制御確認	手動で全局観測制御を行い、全ての観測局から応答信号が正常に返送されることを確認する。				※	○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		個別観測制御確認	手動で個別観測制御を行い、観測局からの応答信号を確認する。				※	○	プリンタ制御	全局観測や個別観測により正常に印字記録を行うことを確認する。				※	○	中継局制御	手動で中継局の起動/停止制御及び送信機の切り替え制御を行い、動作が正常であることを確認する。 また、応答信号が正常に返送されることを確認する。				※	○	その他	呼出時間間隔の変更が行えることを確認する。				※	○															
全局観測制御確認	手動で全局観測制御を行い、全ての観測局から応答信号が正常に返送されることを確認する。				※	○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握																																															
個別観測制御確認	手動で個別観測制御を行い、観測局からの応答信号を確認する。				※	○																																																	
プリンタ制御	全局観測や個別観測により正常に印字記録を行うことを確認する。				※	○																																																	
中継局制御	手動で中継局の起動/停止制御及び送信機の切り替え制御を行い、動作が正常であることを確認する。 また、応答信号が正常に返送されることを確認する。				※	○																																																	
その他	呼出時間間隔の変更が行えることを確認する。				※	○																																																	
12	受信データの確認	手動で個別観測制御を行い、収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。					※	○			12	受信データの確認	手動で個別観測制御を行い、収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。				※	○																																					
13	通話機能確認	各観測局、中継局と通話が行えることを確認する。					※	○			13	通話機能確認	各観測局、中継局と通話が行えることを確認する。				※	○																																					
14	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					※	○	※無線のみ対象		14	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				※	○			※無線のみ対象																																		
15	空中線確認	<table border="1"> <tr> <td>外観の確認</td> <td>空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト頭の緩み、脱落を確認する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td rowspan="3">※無線のみ対象</td> </tr> <tr> <td>給電線の確認</td> <td>ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>VSWR確認</td> <td>反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>定在波測定器（または通過形電力計）</td> </tr> </table>	外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト頭の緩み、脱落を確認する。					○		※無線のみ対象	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○		VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）														※無線のみ対象 ※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。														
外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト頭の緩み、脱落を確認する。					○		※無線のみ対象																																															
給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○																																																	
VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）																																																
16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○			16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○																																						
17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					※	○	周囲環境を考慮した機能維持		17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				※	○			周囲環境を考慮した機能維持																																		
18	図書類・予備品類等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		18	図書類・予備品類等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。				○				障害時の備え																																		

空中線柱本体の外観検査を追記。

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策（案）

基準 1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準 2

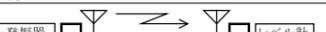
- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

旧 令和元年12月版										新 朱書き修正										改定主旨・根拠			
「個別点検」 7-1-2 テレメータ中継局装置 (V-V中継)										「個別点検」 7-1-2 テレメータ中継局装置 (V-V中継)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考		
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>				※	○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>				※	○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。		
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					※	○	スペクトラムアナライザ または 電界強度測定器	※無線のみ対象	7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					※	○	スペクトラムアナライザ または 電界強度測定器	※無線のみ対象		
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					※	○	低周波発振器、 レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。	8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					※	○	低周波発振器、 レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。		
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。(疑似故障を含む)					※	○		※無線のみ対象	9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。(疑似故障を含む)					※	○		※無線のみ対象		
10	遠隔切替部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。						※	○		※無線のみ対象	10	遠隔切替部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					※	○		※無線のみ対象	
11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その結果が正常であることを確認する。						※	○			11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その結果が正常であることを確認する。					※	○			
12	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。						※	○		※無線のみ対象	12	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					※	○		※無線のみ対象	
13	空中線 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。						○		※無線のみ対象	13	空中線 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	空中線・取付金具及び 空中線柱(通信用鉄塔を除く) の変形、損傷及び 異常な 発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。						○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。	
		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○					ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○				
		反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。							○	定在波測定器(または通過形電力計)				反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○	定在波測定器(または通過形電力計)		
14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○			14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○				
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					※	○		周囲環境を考慮した機能維持	15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					※	○		周囲環境を考慮した機能維持		
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○		障害時の備え	16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○		障害時の備え		
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○					予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○				

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策(案)

基準1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

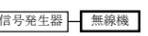
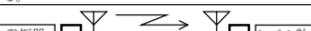
- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

旧 令和元年12月版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠	
「個別点検」 7-1-3 テレメータ中継局装置 (μ-V中継)												「個別点検」 7-1-3 テレメータ中継局装置 (μ-V中継)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考				
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月						6ヶ月	12ヶ月
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>				※	○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、S/Qをレベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>				※	○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、S/Qをレベルに調整する必要がある。				
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				※	○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	※無線のみ対象	7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				※	○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	※無線のみ対象						
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				※	○	低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。	8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				※	○	低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。						
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。 (疑似故障を含む)				※	○		※無線のみ対象	9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。 (疑似故障を含む)				※	○		※無線のみ対象						
10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。				※	○		※無線のみ対象	10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。				※	○		※無線のみ対象						
11	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				※	○		※無線のみ対象	11	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				※	○		※無線のみ対象						
12	空中線 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○		※無線のみ対象	12	空中線 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	空中線・取付金具及び 空中線柱(通信用鉄塔を除く) の変形、損傷及び 異常な 発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。					
		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○					給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○							
		反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○		定在波測定器(または通過形電力計)			反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器(または通過形電力計)							
13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○			13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○								
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				※	○		周囲環境を考慮した機能維持	14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				※	○		周囲環境を考慮した機能維持						
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え	15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え						
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○					予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○								

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策(案)

基準1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

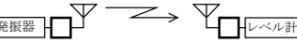
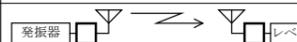
基準3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表 令和7年3月

旧 令和元年12月版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠
「個別点検」 7-1-4 1テレメータ観測局装置												「個別点検」 7-1-4 1テレメータ観測局装置												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月
7	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。				※	○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	7	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。				※	○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。			
8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作試験をする。				※	○				8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作試験をする。				※	○						
9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持				
10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				※	○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象	10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				※	○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象			
11	空中線 確認	外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）	※無線のみ対象	11	空中線 確認	外観の確認	空中線・取付金具及び 空中線柱（通信用鉄塔を除く） の変形、損傷及び 異常な 発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。	
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○																
		VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○																
12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○						
13	水位計または雨量計等のデータの確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。 （水位は量水標と比較する。） A/D変換器の動作を確認する。 000～999の各桁を10ステップ確認。				※	○				13	水位計または雨量計等のデータの確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。 （水位は量水標と比較する。） A/D変換器の動作を確認する。 000～999の各桁を10ステップ確認。				※	○						
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				※	○		周囲環境を考慮した機能維持		14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				※	○		周囲環境を考慮した機能維持				
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え		15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。				○		障害時の備え					
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○																	

【参考】

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策（案）

基準 1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準 2

- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0～0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

旧 令和元年12月版										新 朱書き修正										改定主旨・根拠																																												
「個別点検」 7-1-5 テレメータ監視局装置 (新スプリアス規格準拠)										「個別点検」 7-1-5 テレメータ監視局装置 (新スプリアス規格準拠)																																																						
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考																																											
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月																																								
8	受信入力電力確認	 相手局 → スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					※	○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象	8	受信入力電力確認	 相手局 → スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					※	○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象																																									
9	区間S/Nの確認	 発振器 → レベル計 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					※	○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	9	区間S/Nの確認	 発振器 → レベル計 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					※	○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。																																									
10	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○		周囲環境を考慮した機能維持		10	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持																																											
11	システム機能の確認	<table border="1"> <tr> <td>全局観測制御確認</td> <td>手動で全局観測制御を行い、全ての観測局から応答信号が正常に返送されることを確認する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>○</td> <td></td> <td rowspan="5">装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>個別観測制御確認</td> <td>手動で個別観測制御を行い、観測局からの応答信号を確認する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>プリンタ制御</td> <td>全局観測や個別観測により正常に印字記録を行うことを確認する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>中継局制御</td> <td>手動で中継局の起動/停止制御及び送信機の切り替え制御を行い、動作が正常であることを確認する。 また、応答信号が正常に返送されることを確認する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>呼出時間間隔の変更が行えることを確認する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td>○</td> </tr> </table>	全局観測制御確認	手動で全局観測制御を行い、全ての観測局から応答信号が正常に返送されることを確認する。						※	○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		個別観測制御確認	手動で個別観測制御を行い、観測局からの応答信号を確認する。						※	○	プリンタ制御	全局観測や個別観測により正常に印字記録を行うことを確認する。						※	○	中継局制御	手動で中継局の起動/停止制御及び送信機の切り替え制御を行い、動作が正常であることを確認する。 また、応答信号が正常に返送されることを確認する。						※	○	その他	呼出時間間隔の変更が行えることを確認する。						※	○														
全局観測制御確認	手動で全局観測制御を行い、全ての観測局から応答信号が正常に返送されることを確認する。						※	○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握																																																						
個別観測制御確認	手動で個別観測制御を行い、観測局からの応答信号を確認する。						※	○																																																								
プリンタ制御	全局観測や個別観測により正常に印字記録を行うことを確認する。						※	○																																																								
中継局制御	手動で中継局の起動/停止制御及び送信機の切り替え制御を行い、動作が正常であることを確認する。 また、応答信号が正常に返送されることを確認する。						※	○																																																								
その他	呼出時間間隔の変更が行えることを確認する。						※	○																																																								
12	受信データの確認	手動で個別観測制御を行い、収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。						※	○			12	受信データの確認	手動で個別観測制御を行い、収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。					※	○																																												
13	通話機能確認	各観測局、中継局と通話が行えることを確認する。						※	○			13	通話機能確認	各観測局、中継局と通話が行えることを確認する。					※	○																																												
14	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。						※	○		※無線のみ対象	14	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					※	○		※無線のみ対象																																										
15	空中線確認	<table border="1"> <tr> <td>外観の確認</td> <td>空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト頭の緩み、脱落を確認する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td rowspan="3">装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握</td> <td rowspan="3">※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。</td> </tr> <tr> <td>給電線の確認</td> <td>ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>VSWR確認</td> <td>反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>定在波測定器(または通過形電力計)</td> </tr> </table>	外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト頭の緩み、脱落を確認する。							○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。							○	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。							○	定在波測定器(または通過形電力計)																															
外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト頭の緩み、脱落を確認する。							○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。																																																					
給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。							○																																																								
VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。							○	定在波測定器(または通過形電力計)																																																							
16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○				16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○																																													
17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						※	○	周囲環境を考慮した機能維持		17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					※	○	周囲環境を考慮した機能維持																																											
18	図書類・予備品類等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え		18	図書類・予備品類等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え																																											

空中線柱本体の外観検査を追記。

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策(案)

基準 1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準 2

- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

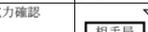
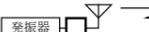
基準 3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表 令和7年3月

旧 令和元年12月版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠
「個別点検」 7-1-6 テレメータ中継局装置 (V-V中継:新スプリアス規格準拠)													「個別点検」 7-1-6 テレメータ中継局装置 (V-V中継:新スプリアス規格準拠)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月		
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>				※	○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>				※	○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。					
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					※	○	スペクトラムアナライザ または 電界強度測定器	※無線のみ対象	7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					※	○	スペクトラムアナライザ または 電界強度測定器	※無線のみ対象					
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					※	○	低周波発振器、 レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。	8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					※	○	低周波発振器、 レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。					
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動代替制御等の動作が正常であることを確認する。(疑似故障を含む)					※	○		※無線のみ対象	9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動代替制御等の動作が正常であることを確認する。(疑似故障を含む)					※	○		※無線のみ対象					
10	遠隔切換部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。						※	○		※無線のみ対象	10	遠隔切換部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					※	○		※無線のみ対象				
11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その結果が正常であることを確認する。						※	○			11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その結果が正常であることを確認する。					※	○						
12	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。						※	○		※無線のみ対象	12	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					※	○		※無線のみ対象				
13	空中線 外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。						○		※無線のみ対象	13	空中線 外観の確認	空中線・取付金具及び 空中線柱(通信用鉄塔を除く) の変形、損傷及び 異常な 発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。						○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。				
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○		給電線の確認		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○								
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○	定在波測定器(または通過形電力計)			VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○	定在波測定器(または通過形電力計)						
14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○			14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○							
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					※	○		周囲環境を考慮した機能維持	15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					※	○		周囲環境を考慮した機能維持					
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○		障害時の備え	16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○		障害時の備え					
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○					予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○							

【参考】

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策(案)

基準1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

旧 令和元年12月版

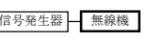
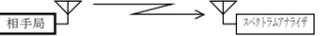
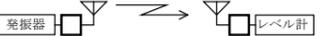
新 朱書き修正

改定主旨・根拠

「個別点検」 7-1-7 テレメータ中継局装置 (μ-V中継：新スプリアス規格準拠)

「個別点検」 7-1-7 テレメータ中継局装置 (μ-V中継：新スプリアス規格準拠)

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月			
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>				※	○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、SQをレベルに調整する必要がある。
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				※	○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	※無線のみ対象	
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				※	○	低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。	
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。 (疑似故障を含む)				※	○		※無線のみ対象	
10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。				※	○		※無線のみ対象	
11	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				※	○		※無線のみ対象	
12	空中線 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○		※無線のみ対象	
		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○			
		反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）		
13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○			
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				※	○		周囲環境を考慮した機能維持	
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え	
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○			

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月			
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>				※	○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、SQをレベルに調整する必要がある。
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				※	○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	※無線のみ対象	
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>				※	○	低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。	
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。 (疑似故障を含む)				※	○		※無線のみ対象	
10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。				※	○		※無線のみ対象	
11	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				※	○		※無線のみ対象	
12	空中線 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	空中線・取付金具及び 空中線柱（通信用鉄塔を除く） の変形、損傷及び 異常な 発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		※無線のみ対象	空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。
		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○			
		反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）		
13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○			
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				※	○		周囲環境を考慮した機能維持	
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え	
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○			

空中線柱本体の外観検査を追記。

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策（案）

基準1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準3

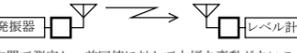
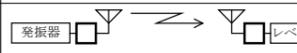
- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和元年12月版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠	
「個別点検」 「個別点検」 7-1-8 テレメータ観測局装置（新スプリアス規格準拠）											「個別点検」 7-1-8 テレメータ観測局装置（新スプリアス規格準拠）												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考		No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月								12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				
7	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。				※	○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	7	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。				※	○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。		
8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作試験をする。				※	○				8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作試験をする。				※	○					
9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持			
10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				※	○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象	10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				※	○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象		
11	空中線 外観の確認 確認 給電線の確認 VSWR確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象	11	空中線 外観の確認 確認 給電線の確認 VSWR確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。		
		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○						給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○					
		反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○						VSWR確認 反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○				定在波測定器（または通過形電力計）	
12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○					
13	水位計または雨量計等のデータの確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。（水位は量水標と比較する。） A/D変換器の動作を確認する。 000～999の各桁を10ステップ確認。				※	○				13	水位計または雨量計等のデータの確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。（水位は量水標と比較する。） A/D変換器の動作を確認する。 000～999の各桁を10ステップ確認。				※	○					
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				※	○		周囲環境を考慮した機能維持		14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				※	○		周囲環境を考慮した機能維持			
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え		15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○	障害時の備え				
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○						予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○					

【参考】

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策（案）

基準 1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準 2

- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以上に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0～0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

旧 令和元年12月版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠
「個別点検」 7-2-1 放流警報監視局装置													「個別点検」 7-2-1 放流警報監視局装置													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月		
8	受信入力電力確認	対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象	8	受信入力電力確認	対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象					
9	区間S/Nの確認	対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。		9	区間S/Nの確認	対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。						
10	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		10	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
11	通話操作器の動作確認	通話操作器の動作試験を行い、正常であることを確認する。					○		装置の正常動作の確認	※無線のみ対象	11	通話操作器の動作確認	通話操作器の動作試験を行い、正常であることを確認する。					○		装置の正常動作の確認	※無線のみ対象					
12	システム点検制御	手動で点検制御を行い正常に動作することを確認する。					○		標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		12	システム点検制御	手動で点検制御を行い正常に動作することを確認する。					○		標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握						
	音声発生装置動作確認	音声発生装置が正常に動作することを確認する。					○																			
	プリンタ制御	全局観測や個別観測により正常に印字記録を行うことを確認する。					○																			
13	警報制御確認	対向間で吹鳴・放送等、警報制御の実動作試験を行い、正常であることを確認する。 ・サイレン制御 ・擬似音制御 ・放送制御 ・回転灯・表示板等の制御					○				13	警報制御確認	対向間で吹鳴・放送等、警報制御の実動作試験を行い、正常であることを確認する。 ・サイレン制御 ・擬似音制御 ・放送制御 ・回転灯・表示板等の制御					○								
	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○		※無線のみ対象		14	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○		※無線のみ対象						
15	空中線外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○		※無線のみ対象		15	空中線外観の確認	空中線・取付金具及び 空中線柱 （通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び 異常な発錆 、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。					
	給電線の確認 VSWR確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。 反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）																		
16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○			16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○									
17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
18	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		18	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え						

【参考】

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策（案）

基準 1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準 2

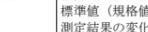
- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

旧 令和元年12月版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠
「個別点検」 7-2-2 放流警報中継局装置 (V-V中継)											「個別点検」 7-2-2 放流警報中継局装置 (V-V中継)											
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、S Qを同レベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、S Qを同レベルに調整する必要がある。	
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	※無線のみ対象	7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	※無線のみ対象			
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。	8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。			
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。（疑似故障を含む）					○				9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。（疑似故障を含む）					○				
10	遠隔切替部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					○				10	遠隔切替部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					○				
11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。					○				11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。					○				
12	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○				12	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○				
13	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○		※無線のみ対象 ※無線のみ対象		13	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		※無線のみ対象 ※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。	
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○			給電線の確認		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○					
	V S W R 確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）				V S W R 確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）			
14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策（案）

基準 1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準 2

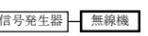
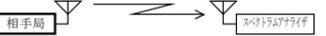
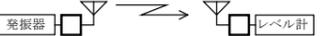
- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が 0~0.2mm 未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が 0.2mm 以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

旧 令和元年12月版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠		
「個別点検」 7-2-3 放流警報中継局装置(μ-V中継)												「個別点検」 7-2-3 放流警報中継局装置(μ-V中継)														
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月						6ヶ月	12ヶ月	
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、SQをレベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、SQをレベルに調整する必要がある。					
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器			7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器							
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。		8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。						
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。(疑似故障を含む)					○				9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。(疑似故障を含む)					○								
10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。					○				10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。					○								
11	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○				11	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○								
12	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○			12	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具及び 空中線柱(通信用鉄塔を除く) の変形、損傷及び 異常な 発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。				
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○		給電線の確認			ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○								
	VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器(または通過形電力計)				VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。				○	定在波測定器(または通過形電力計)								
13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○								
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え						

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策(案)

基準1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

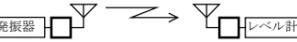
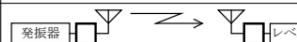
基準3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表 令和7年3月

旧 令和元年12月版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠
「個別点検」 7-2-4 放流警報局装置													「個別点検」 7-2-4 放流警報局装置													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月					6 ヶ 月	12 ヶ 月		
7	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	7	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。					
8	動作確認	警報装置を構成する各部の動作確認を行う。					○				8	動作確認	警報装置を構成する各部の動作確認を行う。					○								
9	警報制御確認	制御監視局からの制御により、実動作試験を行う。 ・サイレン制御 ・擬似音制御 ・放送制御 ・回転灯・表示板等の制御					○				9	警報制御確認	制御監視局からの制御により、実動作試験を行う。 ・サイレン制御 ・擬似音制御 ・放送制御 ・回転灯・表示板等の制御					○								
10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○				10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○								
11	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○			11	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具及び 空中線柱（通信用鉄塔を除く） の変形、損傷及び 異常な 発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。				
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○		給電線の確認			ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○								
		VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）	VSWR確認			反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）							
12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○			12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○									
13	サイレン、スピーカ、集音マイクの確認	サイレンまたはスピーカの発錆、ケーブル接続部及びそれらの取付部の点検、防鳥網の点検並びに本体等の清掃を行う。集音マイクの外観及び取付状態等を確認し、また動作試験を行い正常であることを確認する。					○			13	サイレン、スピーカ、集音マイクの確認	サイレンまたはスピーカの発錆、ケーブル接続部及びそれらの取付部の点検、防鳥網の点検並びに本体等の清掃を行う。集音マイクの外観及び取付状態等を確認し、また動作試験を行い正常であることを確認する。					○									
14	回転灯及び表示板の確認	回転灯、閃光灯、表示板、河川情報表示板等の外観及び取付状態の点検と動作試験を行い、正常であることを確認する。					○			14	回転灯及び表示板の確認	回転灯、閃光灯、表示板、河川情報表示板等の外観及び取付状態の点検と動作試験を行い、正常であることを確認する。					○									
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持	15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○			周囲環境を考慮した機能維持						
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え	16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○			障害時の備え						
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○					予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○									

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策（案）

基準1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

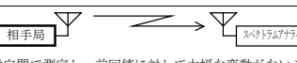
- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

旧 令和元年12月版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠
「個別点検」 7-2-5 放流警報監視局装置（新スプリアス規格準拠）												「個別点検」 7-2-5 放流警報監視局装置（新スプリアス規格準拠）												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月
8	受信入力電力確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象	8	受信入力電力確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象			
9	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。		9	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。				
10	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		10	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持				
11	通話操作器の動作確認	通話操作器の動作試験を行い、正常であることを確認する。					○		装置の正常動作の確認	※無線のみ対象	11	通話操作器の動作確認	通話操作器の動作試験を行い、正常であることを確認する。					○		装置の正常動作の確認	※無線のみ対象			
12	システム点検制御	手動で点検制御を行い正常に動作することを確認する。					○		標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		12	システム点検制御	手動で点検制御を行い正常に動作することを確認する。					○		標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握				
	音声発生装置動作確認	音声発生装置が正常に動作することを確認する。					○																	
	プリンタ制御	全局観測や個別観測により正常に印字記録を行うことを確認する。					○																	
	中継局制御	手動で中継局の起動/停止制御及び送信機の切り替え制御を行い、動作が正常であることを確認する。 また、応答信号が正常に返送されることを確認する。					○					中継局制御	手動で中継局の起動/停止制御及び送信機の切り替え制御を行い、動作が正常であることを確認する。 また、応答信号が正常に返送されることを確認する。					○						
13	警報制御確認	対向間で吹鳴・放送等、警報制御の実動作試験を行い、正常であることを確認する。 ・サイレン制御 ・擬似音制御 ・放送制御 ・回転灯・表示板等の制御					○				13	警報制御確認	対向間で吹鳴・放送等、警報制御の実動作試験を行い、正常であることを確認する。 ・サイレン制御 ・擬似音制御 ・放送制御 ・回転灯・表示板等の制御					○						
14	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○		※無線のみ対象		14	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○		※無線のみ対象				
15	空中線外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○		※無線のみ対象		15	空中線外観の確認	空中線・取付金具及び 空中線柱（通信用鉄塔を除く） の変形、損傷及び 異常な発錆 、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。			
	給電線の確認 VSWR確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。 反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）																
16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○						
17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持				
18	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		18	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え				

【参考】

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策（案）

基準 1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準 2

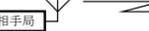
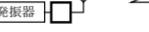
- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

旧 令和元年12月版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠
「個別点検」 7-2-6 放流警報中継局装置（V-V中継：新スプリアス規格準拠）											「個別点検」 7-2-6 放流警報中継局装置（V-V中継：新スプリアス規格準拠）											
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				6ヶ月
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、S Qを同レベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、S Qを同レベルに調整する必要がある。	
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	※無線のみ対象	7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	※無線のみ対象			
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。	8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。			
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。（疑似故障を含む）					○			9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。（疑似故障を含む）					○					
10	遠隔切替部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					○			10	遠隔切替部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					○					
11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。					○			11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。					○					
12	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○			12	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○					
13	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○		※無線のみ対象 ※無線のみ対象	13	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		※無線のみ対象 ※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。		
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○				給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○				
		V S W R 確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）			V S W R 確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）			
14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○			14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○					
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持	15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持			
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え	16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え			

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策（案）

基準 1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準 2

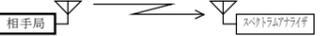
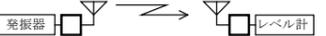
- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が 0~0.2mm 未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が 0.2mm 以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

旧 令和元年12月版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠
「個別点検」 7-2-7 放流警報中継局装置(μ-V中継:新スプリアス規格準拠)												「個別点検」 7-2-7 放流警報中継局装置(μ-V中継:新スプリアス規格準拠)												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、SQをレベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、SQをレベルに調整する必要がある。			
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器			7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器					
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。		8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。			
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。(疑似故障を含む)					○				9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。(疑似故障を含む)					○						
10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。					○				10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。					○						
11	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○				11	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○						
12	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○			12	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具及び 空中線柱(通信用鉄塔を除く) の変形、損傷及び 異常な 発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。		
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○		給電線の確認			ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○						
	V S W R 確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器(または通過形電力計)				V S W R 確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器(または通過形電力計)					
13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○						
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持				
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え		15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え				
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○						予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○						

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策(案)

基準1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

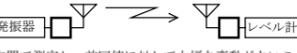
- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

旧 令和元年12月版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠		
「個別点検」 7-2-8 放流警報局装置（新スプリアス規格準拠）											「個別点検」 7-2-8 放流警報局装置（新スプリアス規格準拠）													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月					6 ヶ 月	12 ヶ 月
7	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	7	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。			
8	動作確認	警報装置を構成する各部の動作確認を行う。					○				8	動作確認	警報装置を構成する各部の動作確認を行う。					○						
9	警報制御確認	制御監視局からの制御により、実動作試験を行う。 ・サイレン制御 ・擬似音制御 ・放送制御 ・回転灯・表示板等の制御					○				9	警報制御確認	制御監視局からの制御により、実動作試験を行う。 ・サイレン制御 ・擬似音制御 ・放送制御 ・回転灯・表示板等の制御					○						
10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○				10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○						
11	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○		空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。	空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	11	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○				
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○				給電線の確認		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○					
		VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）			VSWR確認		反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）				
12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○						
13	サイレン、スピーカ、集音マイクの確認	サイレンまたはスピーカの発錆、ケーブル接続部及びそれらの取付部の点検、防鳥網の点検並びに本体等の清掃を行う。集音マイクの外観及び取付状態等を点検し、また動作試験を行い正常であることを確認する。					○				13	サイレン、スピーカ、集音マイクの確認	サイレンまたはスピーカの発錆、ケーブル接続部及びそれらの取付部の点検、防鳥網の点検並びに本体等の清掃を行う。集音マイクの外観及び取付状態等を点検し、また動作試験を行い正常であることを確認する。					○						
14	回転灯及び表示板の確認	回転灯、閃光灯、表示板、河川情報表示板等の外観及び取付状態の点検と動作試験を行い、正常であることを確認する。					○				14	回転灯及び表示板の確認	回転灯、閃光灯、表示板、河川情報表示板等の外観及び取付状態の点検と動作試験を行い、正常であることを確認する。					○						
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持				
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え		16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え				
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○						予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○						

空中線柱本体の外観検査を追記。

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策（案）

基準1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

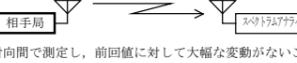
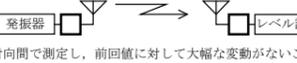
基準3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表 令和7年3月

旧 令和元年12月版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠
「個別点検」 7-3-1 テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ1)													「個別点検」 7-3-1 テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ1)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月		
8	受信入力電力確認	 相手局 → スマートメータ 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		8	受信入力電力確認	 相手局 → スマートメータ 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握						
9	区間S/Nの確認	 発振器 → レベル計 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。		9	区間S/Nの確認	 発振器 → レベル計 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。						
10	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		10	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
11	受信データの確認	手動で個別観測制御を行い、収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。					○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		11	受信データの確認	手動で個別観測制御を行い、収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。					○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握						
12	通話機能確認	各観測局、中継局と通話が行えることを確認する。					○		通話機能付きの場合のみ		12	通話機能確認	各観測局、中継局と通話が行えることを確認する。					○		通話機能付きの場合のみ						
13	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○				13	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○								
14	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	通話機能付きの場合のみ	14	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具及び 空中線柱(通信用鉄塔を除く) の変形、損傷及び 異常な 発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。				○	空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	改定主旨・根拠					
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○																		
		V S W R 確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器(または通過形電力計)																	
15	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				15	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○								
16	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		16	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
17	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え		17	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え						
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○																			

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策(案)

基準1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

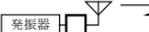
- 目視状況 亜鉛めっき合金属に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

旧 令和元年12月版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠
「個別点検」 7-3-2 テレメータ中継局装置（災害対策タイプ1）（V-V中継）													「個別点検」 7-3-2 テレメータ中継局装置（災害対策タイプ1）（V-V中継）													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月		
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。					
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回数に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器			7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回数に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器							
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回数に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。		8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回数に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。						
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。（疑似故障を含む）					○				9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。（疑似故障を含む）					○								
10	遠隔切替部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					○				10	遠隔切替部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					○								
11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。					○				11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。					○								
12	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○				12	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○								
13	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○			13	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具及び 空中線柱（通信用鉄塔を除く） の変形、損傷及び 異常な 発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。				
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○		給電線の確認			ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○								
		V S W R 確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）				V S W R 確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）						
14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○			14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○									
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え						

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策（案）

基準1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

旧 令和元年12月版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠
「個別点検」 7-3-3 テレメータ中継局装置（災害対策タイプ1）（μ-V中継）													「個別点検」 7-3-3 テレメータ中継局装置（災害対策タイプ1）（μ-V中継）													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月		
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、S/Qを同レベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、S/Qを同レベルに調整する必要がある。					
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器			7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器							
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。		8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。					
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。（疑似故障を含む）					○				9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。（疑似故障を含む）					○								
10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。					○				10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。					○								
11	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○				11	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○								
12	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○			12	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具及び 空中線柱（通信用鉄塔を除く） の変形、損傷及び 異常な 発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。				
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○		給電線の確認			ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○								
	V S W R 確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）				V S W R 確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）							
13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○								
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え		15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え						
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○						予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○								

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策（案）

基準1

目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準3

目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準4

目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

旧 令和元年12月版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠	
「個別点検」 7-3-4 テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ1)												「個別点検」 7-3-4 テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ1)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考				
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月	
6	受信入力電力確認	 相手局 → 受信機 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。						○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		6	受信入力電力確認	 相手局 → 受信機 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。						○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握			
7	区間S/Nの確認	 発振器 → レベル計 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。						○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。		7	区間S/Nの確認	 発振器 → レベル計 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。						○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。			
8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作の確認を行う。						○			8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作の確認を行う。						○						
9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○		周囲環境を考慮した機能維持		9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○		周囲環境を考慮した機能維持			
10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。						○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。						○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握			
11	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。						○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。		11	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。						○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。
		給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○				給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。								○					
		V S W R 確認 反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。						○	定在波測定器（または通過形電力計）			V S W R 確認 反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。								○	定在波測定器（または通過形電力計）				
12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○			12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○						
13	水位計または雨量計等の確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。 （水位は量水標と比較する。） A/D変換器の動作を確認する。 000～999の各桁を10ステップ確認する。						○			13	水位計または雨量計等の確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。 （水位は量水標と比較する。） A/D変換器の動作を確認する。 000～999の各桁を10ステップ確認する。						○						
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持		14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持			
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○		障害時の備え			15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○	障害時の備え				
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○	予備品類の保管状態・数量等を確認する。									○							

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策（案）

基準 1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準 2

- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 3

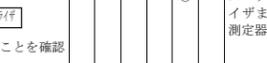
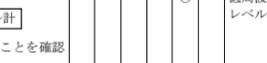
- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が 0～0.2mm 未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が 0.2mm 以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和元年12月版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠	
「個別点検」 7-3-5 テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ1:新スプリアス規格準拠)											「個別点検」 7-3-5 テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ1:新スプリアス規格準拠)												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考		No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月								12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				
8	受信入力電力確認	 相手局 → スマートフォン 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		8	受信入力電力確認	 相手局 → スマートフォン 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握			
9	区間S/Nの確認	 発振器 → レベル計 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。		9	区間S/Nの確認	 発振器 → レベル計 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。			
10	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		10	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持			
11	受信データの確認	手動で個別観測制御を行い、収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。					○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		11	受信データの確認	手動で個別観測制御を行い、収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。					○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握			
12	通話機能確認	各観測局、中継局と通話が行えることを確認する。					○		通話機能付きの場合のみ		12	通話機能確認	各観測局、中継局と通話が行えることを確認する。					○		通話機能付きの場合のみ			
13	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○				13	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○					
14	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○		S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	14	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具及び 空中線柱(通信用鉄塔を除く) の変形、損傷及び 異常な 発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○	空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。		
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○															
		VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器(または通過形電力計)														
15	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○			15	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○						
16	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		16	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持			
17	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え		17	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え			
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○																

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策(案)

基準1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

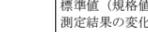
- 目視状況 亜鉛めっき合金属に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

旧 令和元年12月版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠	
「個別点検」 7-3-6 テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ1：新スプリアス規格準拠) (V-V中継)												「個別点検」 7-3-6 テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ1：新スプリアス規格準拠) (V-V中継)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考				
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月						6ヶ月	12ヶ月
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。				
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器			7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器						
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。		8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計		S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。				
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。(疑似故障を含む)					○				9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。(疑似故障を含む)					○							
10	遠隔切換部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					○				10	遠隔切換部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					○							
11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。					○				11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。					○							
12	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○				12	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○							
13	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○				13	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具及び 空中線柱(通信用鉄塔を除く) の変形、損傷及び 発錆 、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状態を目視確認する。					○			空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。				
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○					給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○						
		V S W R 確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器(または通過形電力計)					V S W R 確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器(または通過形電力計)				
14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○			14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○								
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持					
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え					

空中線柱本体の外観検査を追記。

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策(案)

基準1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

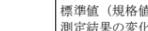
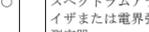
- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

旧 令和元年12月版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠	
「個別点検」 7-3-7 テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ1:新スプリアス規格準拠)(μ -V中継)												「個別点検」 7-3-7 テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ1:新スプリアス規格準拠)(μ -V中継)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考				
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月						6ヶ月	12ヶ月
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。				
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器			7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器						
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。		8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。					
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。 (疑似故障を含む)					○				9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。 (疑似故障を含む)					○							
10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。					○				10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。					○							
11	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○				11	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○							
12	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト頭の緩み、脱落を確認する。					○				12	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト頭の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。				
		給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○																		
		V S W R 確認 反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器(または通過形電力計)																	
13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○			13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○								
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持					
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え		15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え					
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○																		

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策(案)

基準1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

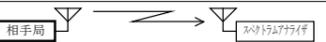
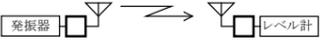
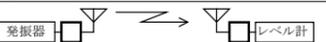
- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

旧 令和元年12月版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠
「個別点検」 7-3-8 テレメータ観測局装置（災害対策タイプ1：新スプリアス規格準拠）												「個別点検」 7-3-8 テレメータ観測局装置（災害対策タイプ1：新スプリアス規格準拠）												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月					6 ヶ 月	12 ヶ 月
6	受信入力電力確認	 相手局 → 受信機 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		6	受信入力電力確認	 相手局 → 受信機 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握				
7	区間S/Nの確認	 発振器 → レベル計 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。		7	区間S/Nの確認	 発振器 → レベル計 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。				
8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作の確認を行う。					○				8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作の確認を行う。					○						
9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持				
10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握				
11	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		11	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。			
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○					給電線の確認 V S W R 確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○					
		V S W R 確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○		定在波測定器（または通過形電力計）				反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○			定在波測定器（または通過形電力計）		
12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○			12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○							
13	水位計または雨量計等の確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。 （水位は量水標と比較する。） A/D変換器の動作を確認する。 000～999の各桁を10ステップ確認する。					○			13	水位計または雨量計等の確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。 （水位は量水標と比較する。） A/D変換器の動作を確認する。 000～999の各桁を10ステップ確認する。					○							
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持				
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え		15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え				
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○			予備品類の保管状態・数量等を確認する。							○							

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策（案）

基準 1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準 2

- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が 0～0.2mm 未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が 0.2mm 以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

空中線柱本体の外観検査を追記。

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表 令和7年3月

旧 令和元年12月版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠	
「個別点検」 7-4-1 テレメータ監視局装置(災害対策タイプ2)												「個別点検」 7-4-1 テレメータ監視局装置(災害対策タイプ2)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考		
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月									12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					
8	受信入力電力確認	対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握			8	受信入力電力確認	対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握				
9	区間S/Nの確認	対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。			9	区間S/Nの確認	対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。				
10	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持			10	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持				
11	システム機能の確認	全局観測制御確認 手動で全局観測制御を行い、全ての観測局から応答信号が正常に返送されることを確認する。 個別観測制御確認 手動で個別観測制御を行い、観測局からの応答信号を確認する。 プリント制御 全局観測や個別観測により正常に印字記録を行うことを確認する。 中継局制御 手動で中継局の起動/停止制御及び送信機の切り替え制御を行い、動作が正常であることを確認する。 また、応答信号が正常に返送されることを確認する。 その他 呼出時間間隔の変更が行えることを確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握			11	システム機能の確認	全局観測制御確認 手動で全局観測制御を行い、全ての観測局から応答信号が正常に返送されることを確認する。 個別観測制御確認 手動で個別観測制御を行い、観測局からの応答信号を確認する。 プリント制御 全局観測や個別観測により正常に印字記録を行うことを確認する。 中継局制御 手動で中継局の起動/停止制御及び送信機の切り替え制御を行い、動作が正常であることを確認する。 また、応答信号が正常に返送されることを確認する。 その他 呼出時間間隔の変更が行えることを確認する。				○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握					
12	受信データの確認	手動で個別観測制御を行い、収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。					○					12	受信データの確認	手動で個別観測制御を行い、収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。					○						
13	通話機能確認	各観測局、中継局と通話が行えることを確認する。					○			通話機能付きのみ		13	通話機能確認	各観測局、中継局と通話が行えることを確認する。					○						
14	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○					14	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○						
15	空中線確認	外観の確認 空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。 VSWR確認 反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○					15	空中線確認	外観の確認 空中線・取付金具及び 空中線柱(通信用鉄塔を除く) の変形、損傷及び 異常な 発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 空中線柱が鋼板組立柱の場合は 地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。 給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。 VSWR確認 反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。				○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。					
16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○					16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○						
17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持			17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持				
18	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え			18	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え				

空中線柱本体の外観検査を追記。

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策(案)

基準1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

旧 令和元年12月版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠
「個別点検」 7-4-2 テレメータ中継局装置（災害対策タイプ2）（V-V中継）											「個別点検」 7-4-2 テレメータ中継局装置（災害対策タイプ2）（V-V中継）											
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月				
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、S/Qを同レベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、S/Qを同レベルに調整する必要がある。	
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器			7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器			
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。		8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。		
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。（疑似故障を含む）					○				9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。（疑似故障を含む）					○				
10	遠隔切替部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					○				10	遠隔切替部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					○				
11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。					○				11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。					○				
12	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○				12	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○				
13	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○			13	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具及び 空中線柱（通信用鉄塔を除く） の変形、損傷及び 異音・発錆 、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○		給電線の確認			ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○				
		V S W R 確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）				V S W R 確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）		
14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○			14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○					
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持	15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持			
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え	16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え			

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策（案）

基準 1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準 2

- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が 0~0.2mm 未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 4

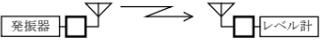
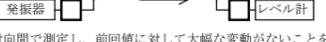
- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が 0.2mm 以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

旧 令和元年12月版													新 朱書き修正													改定主旨・根拠
「個別点検」 7-4-3 テレメータ中継局装置(災害対策タイプ2)(μ-V中継)													「個別点検」 7-4-3 テレメータ中継局装置(災害対策タイプ2)(μ-V中継)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月					6 ヶ 月	12 ヶ 月		
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。					
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器			7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器							
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。		8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。						
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。(疑似故障を含む)					○				9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。(疑似故障を含む)					○								
10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。					○				10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。					○								
11	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○				11	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○								
12	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○			12	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具及び 空中線柱(通信用鉄塔を除く) の変形、損傷及び 異常な 発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○			空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。			
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○		給電線の確認			ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○								
	V S W R 確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器(または通過形電力計)				V S W R 確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器(または通過形電力計)							
13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○								
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え		15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え						
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○						予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○								

[参考]
鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策(案)
基準1
目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要
基準2
目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)
基準3
目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)
基準4
目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和元年12月版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠
「個別点検」 7-4-4 テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ2)											「個別点検」 7-4-4 テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ2)											
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備 考	
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月				6 ヶ 月
7	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	7	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。
8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作の確認をする。					○				8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作の確認をする。					○				
9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		
10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		
11	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト頭の緩み、脱落を確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	11	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト頭の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○														
		V S W R 確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○					定在波測定器(または通過形電力計)									
12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				
13	水位計または雨量計等の確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。 (水位は量水標と比較する。) A/D変換器の動作を確認する。 000~999の各桁を10ステップ確認する。					○				13	水位計または雨量計等の確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。 (水位は量水標と比較する。) A/D変換器の動作を確認する。 000~999の各桁を10ステップ確認する。					○				
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え		15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○	障害時の備え			
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○															

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策(案)

基準 1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準 2

- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

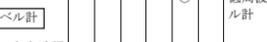
基準 3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表 令和7年3月

旧 令和元年12月版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠		
「個別点検」 7-4-5 テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ2:新スプリアス規格準拠)												「個別点検」 7-4-5 テレメータ監視局装置 (災害対策タイプ2:新スプリアス規格準拠)														
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月						6ヶ月	12ヶ月	
8	受信入力電力確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		8	受信入力電力確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握						
9	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。		9	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。						
10	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		10	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
11	システム機能の確認	全局観測制御確認 手で全局観測制御を行い、全ての観測局から応答信号が正常に返送されることを確認する。 個別観測制御確認 手で個別観測制御を行い、観測局からの応答信号を確認する。 プリント制御 全局観測や個別観測により正常に印字記録を行うことを確認する。 中継局制御 手で中継局の起動/停止制御及び送信機の切り替え制御を行い、動作が正常であることを確認する。 また、応答信号が正常に返送されることを確認する。 その他 呼出時間間隔の変更が行えることを確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		11	システム機能の確認	全局観測制御確認 手で全局観測制御を行い、全ての観測局から応答信号が正常に返送されることを確認する。 個別観測制御確認 手で個別観測制御を行い、観測局からの応答信号を確認する。 プリント制御 全局観測や個別観測により正常に印字記録を行うことを確認する。 中継局制御 手で中継局の起動/停止制御及び送信機の切り替え制御を行い、動作が正常であることを確認する。 また、応答信号が正常に返送されることを確認する。 その他 呼出時間間隔の変更が行えることを確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握						
12	受信データの確認	手で個別観測制御を行い、収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。					○				12	受信データの確認	手で個別観測制御を行い、収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。					○								
13	通話機能確認	各観測局、中継局と通話が行えることを確認する。					○		通話機能付きのみ		13	通話機能確認	各観測局、中継局と通話が行えることを確認する。					○		通話機能付きのみ						
14	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○				14	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○								
15	空中線確認	外観の確認 空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。 VSWR確認 反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○				15	空中線確認	外観の確認 空中線・取付金具及び 空中線柱(通信用鉄塔を除く) の変形、損傷及び 異常な 発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。 給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。 VSWR確認 反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。						
16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○								
17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		17	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
18	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		18	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え						

空中線柱本体の外観検査を追記。

【参考】

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策(案)

基準1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

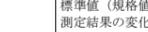
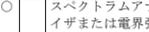
基準3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表 令和7年3月

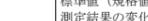
旧 令和元年12月版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠	
「個別点検」 7-4-6 テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2:新スプリアス規格準拠)(V-V中継)												「個別点検」 7-4-6 テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2:新スプリアス規格準拠)(V-V中継)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考				
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月						6ヶ月	12ヶ月
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、S/Qを同レベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、S/Qを同レベルに調整する必要がある。				
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器			7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器						
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。		8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計		S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。				
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。(疑似故障を含む)					○				9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。(疑似故障を含む)					○							
10	遠隔切換部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					○				10	遠隔切換部動作確認	監視局からの制御信号により送信機の切替動作が正常であることを確認する。					○							
11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。					○				11	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に返送し、その動作が正常であることを確認する。					○							
12	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○				12	伝搬路の見直し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○							
13	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○				13	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具及び 空中線柱(通信用鉄塔を除く) の変形、損傷及び 発錆 、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○			空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。				
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○					給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○						
		V S W R 確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器(または通過形電力計)					V S W R 確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○		定在波測定器(または通過形電力計)			
14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○			14	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○								
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持					
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え					

空中線柱本体の外観検査を追記。

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策(案)

- 基準1
 - 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
 - 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要
- 基準2
 - 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
 - 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)
- 基準3
 - 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
 - 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)
- 基準4
 - 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
 - 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

旧 令和元年12月版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠
「個別点検」 7-4-7 テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2：新スプリアス規格準拠) (μ -V中継)												「個別点検」 7-4-7 テレメータ中継局装置 (災害対策タイプ2：新スプリアス規格準拠) (μ -V中継)												
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考			
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月
6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。			
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器			7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器					
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。		8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					○	低周波発振器、レベル計	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。				
9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。（疑似故障を含む）					○				9	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。（疑似故障を含む）					○						
10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。					○				10	外部入出力部動作確認	外部信号により送信機の切替等の動作ができるとともに、中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。					○						
11	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○				11	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○						
12	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト頭の緩み、脱落を確認する。					○				12	空中線確認 外観の確認	空中線・取付金具及び空中線柱（通信用鉄塔を除く）の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト頭の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。			
		給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○																	
		VSWR確認 反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器（または通過形電力計）																
13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○			13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○							
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持				
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え		15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え				
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○																	

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策（案）

基準1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準3

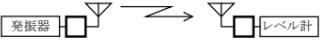
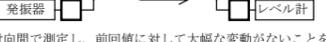
- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表

令和7年3月

旧 令和元年12月版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠		
「個別点検」 7-4-8 テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ2:新スプリアス規格準拠)												「個別点検」 7-4-8 テレメータ観測局装置 (災害対策タイプ2:新スプリアス規格準拠)														
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月						6ヶ月	12ヶ月	
7	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	7	区間S/Nの確認	 対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。					
8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作の確認をする。					○				8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作の確認をする。					○								
9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握						
11	空中線確認 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト頭の緩み、脱落を確認する。					○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	11	空中線確認 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト頭の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○	定在波測定器(または通過形電力計)	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。				
		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○																			
		反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○																			
12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				12	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○								
13	水位計または雨量計等の確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。(水位は量水標と比較する。) A/D変換器の動作を確認する。000~999の各桁を10ステップ確認する。					○				13	水位計または雨量計等の確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。(水位は量水標と比較する。) A/D変換器の動作を確認する。000~999の各桁を10ステップ確認する。					○								
14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持		14	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					○		周囲環境を考慮した機能維持						
15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○		障害時の備え		15	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○	定在波測定器(または通過形電力計)	障害時の備え						
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○																			

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策(案)

基準1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

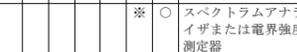
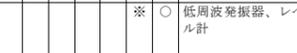
基準4

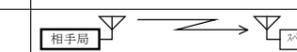
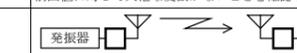
- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

旧 令和元年12月版

新 朱書き修正

改定主旨・根拠

「個別点検」 7-5-1 テレメータ監視局装置（自律型）		作業の実施範囲、具体的方法		点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
No	確認事項の概要	毎	日	1	2	3	6	12				
日	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月				
1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。		○							装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	各部電圧・電流確認	各部の電圧／電流を自蔵計器またはテスタ等により測定する。					※	○	自蔵計器またはテスタ			
3	受信入力電力確認	 前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					※	○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	※無線のみ対象		
4	区間S/Nの確認	 前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					※	○	低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。		
5	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○		周囲環境を考慮した機能維持		
6	システム機能の確認	全局観測確認	観測データ現況表示画面にて、全ての観測局から送信信号を正常に受信することを確認する。				※	○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		
		システム状態確認	システム監視画面にて、観測局や中継局との通信状況や中継状態、上位装置との通信状態を確認する。				※	○				
		時刻の確認	NTPまたはGPSで時刻が日本標準時刻に合っていることを確認する。				※	○				
7	受信データの確認	収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。					※	○				
8	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					※	○		※無線のみ対象		
9	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。					○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		空中線柱本体の外観検査を追記。
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○					
10	GPSアンテナ確認	外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等を確認する。					○		GPSアンテナを取り付けた場合のみ		
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○				
11	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○				
12	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					※	○		周囲環境を考慮した機能維持		
13	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え		

「個別点検」 7-5-1 テレメータ監視局装置（自律型）		作業の実施範囲、具体的方法		点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	
No	確認事項の概要	毎	日	1	2	3	6	12				
日	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月				
1	表示の確認	異常、障害表示の有無を確認する。		○							装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	各部電圧・電流確認	各部の電圧／電流を自蔵計器またはテスタ等により測定する。					※	○	自蔵計器またはテスタ			
3	受信入力電力確認	 前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					※	○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	※無線のみ対象		
4	区間S/Nの確認	 前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。					※	○	低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。		
5	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○		周囲環境を考慮した機能維持		
6	システム機能の確認	全局観測確認	観測データ現況表示画面にて、全ての観測局から送信信号を正常に受信することを確認する。				※	○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握		
		システム状態確認	システム監視画面にて、観測局や中継局との通信状況や中継状態、上位装置との通信状態を確認する。				※	○				
		時刻の確認	NTPまたはGPSで時刻が日本標準時刻に合っていることを確認する。				※	○				
7	受信データの確認	収集したデータとセンサとのデータの照合を行う。					※	○				
8	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					※	○		※無線のみ対象		
9	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具及び 空中線柱（通信用鉄塔を除く） の変形、損傷及び 異常な発錆 、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。		空中線柱本体の外観検査を追記。
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○				
10	GPSアンテナ確認	外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等を確認する。					○		GPSアンテナを取り付けた場合のみ		
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○				
11	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○				
12	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					※	○		周囲環境を考慮した機能維持		
13	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○		障害時の備え		

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策（案）

基準1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表 令和7年3月

旧 令和元年12月版										新 朱書き修正										改定主旨・根拠			
「個別点検」 7-5-2 テレメータ中継局装置(自律型)(V-V中継:新スプリアス規格準拠)										「個別点検」 7-5-2 テレメータ中継局装置(自律型)(V-V中継:新スプリアス規格準拠)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考		
			毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月	6 ヶ 月							12 ヶ 月	毎 日	1 ヶ 月	2 ヶ 月	3 ヶ 月					6 ヶ 月
6	スケルチ感度確認	 <p>信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					※○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。	6	スケルチ感度確認	 <p>信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。</p>					※○	標準信号発生器	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 2台構成の場合、SQを同レベルに調整する必要がある。		
7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					※○	スペクトラムアナライザ または 電界強度測定器		※無線のみ対象	7	受信入力電力確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					※○	スペクトラムアナライザ または 電界強度測定器		※無線のみ対象		
8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					※○	低周波発振器、 レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。		8	区間S/Nの確認	 <p>対向間で測定し、前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					※○	低周波発振器、 レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。			
9	GPS装置受信確認	GPS装置が受信していることをLED等の表示で確認する。					※○				9	GPS装置受信確認	GPS装置が受信していることをLED等の表示で確認する。					※○					
10	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。 (疑似故障を含む)					※○			※無線のみ対象	10	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出及び送信機の故障による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。 (疑似故障を含む)					※○			※無線のみ対象		
11	自律動作確認	GPSにより決められた時間に自律起動し、中継動作した後停止することを確認する。					※○			※無線のみ対象	11	自律動作確認	GPSにより決められた時間に自律起動し、中継動作した後停止することを確認する。					※○			※無線のみ対象		
12	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に送信し、その結果が正常であることを確認する。					※○				12	状態返送部動作確認	中継局の各種動作状態を監視局に送信し、その結果が正常であることを確認する。					※○					
13	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					※○			※無線のみ対象	13	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					※○			※無線のみ対象		
14	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。					○		※無線のみ対象	14	空中線確認	外観の確認	空中線・取付金具及び 空中線柱(通信用鉄塔を除く) の変形、損傷及び 異常な 発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み脱落を確認する。 空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。					○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。	
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○					給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○				
		VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器(または通過形電力計)				VSWR確認	反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。					○	定在波測定器(または通過形電力計)			
15	GPSアンテナ確認	外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等を確認する。					○		GPSアンテナを取り付けた場合のみ	15	GPSアンテナ確認	外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等を確認する。					○		GPSアンテナを取り付けた場合のみ		
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○					給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○				
16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				16	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○					

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策(案)

基準1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

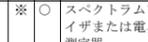
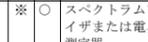
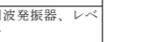
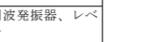
基準3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準4

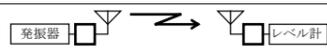
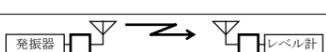
- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

電気通信施設点検基準(案) 個別点検 新旧対照表 令和7年3月

旧 令和元年12月版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠	
「個別点検」 7-5-3 テレメータ中継局装置(自律型)(V-μおよびV-I中継)												「個別点検」 7-5-3 テレメータ中継局装置(自律型)(V-μおよびV-I中継)													
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考				
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月						6ヶ月	12ヶ月
1	各部電圧・電流確認	各部の電圧/電流を自蔵計器またはテスタ等により測定する。				※	○	自蔵計器またはテスタ	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握		1	各部電圧・電流確認	各部の電圧/電流を自蔵計器またはテスタ等により測定する。				※	○	自蔵計器またはテスタ	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握					
2	スケルチ感度確認	 標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。				※	○	標準信号発生器	※無線のみ対象 2台構成の場合、SQをレベルに調整する必要がある。		2	スケルチ感度確認	 標準信号発生器により測定する。 システム毎に設定された値でスケルチがオープンすることを確認する。				※	○	標準信号発生器	※無線のみ対象 2台構成の場合、SQをレベルに調整する必要がある。					
3	受信入力電力確認	 前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。				※	○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	※無線のみ対象		3	受信入力電力確認	 前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。				※	○	スペクトラムアナライザまたは電界強度測定器	※無線のみ対象					
4	区間S/Nの確認	 前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。				※	○	低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。		4	区間S/Nの確認	 前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。				※	○	低周波発振器、レベル計	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、受信感度の確認を行う。					
5	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。(疑似故障を含む)				※	○		※無線のみ対象		5	中継制御部動作確認	受信機出力の中継動作、受信機の故障検出による自動切替制御等の動作が正常であることを確認する。(疑似故障を含む)				※	○		※無線のみ対象					
6	外部出力部動作確認	中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。				※	○		※無線のみ対象 V-μ中継のみ対象		6	外部出力部動作確認	中継局の動作状態を正常に出力することを確認する。				※	○		※無線のみ対象 V-μ中継のみ対象					
7	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				※	○		※無線のみ対象		7	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。				※	○		※無線のみ対象					
8	空中線確認	外観の確認 空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○		※無線のみ対象		8	空中線確認	外観の確認 空中線・取付金具及び空中線柱(通信用鉄塔を除く)の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。 給電線の確認 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。					○		※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。					
9	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○				9	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。					○							
10	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				※	○		周囲環境を考慮した機能維持		10	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。				※	○		周囲環境を考慮した機能維持					
11	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え		11	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○		障害時の備え					

空中線柱本体の外観検査を追記。

- [参考]
- 鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策(案)
- 基準1
目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要
- 基準2
目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)
- 基準3
目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)
- 基準4
目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

旧 令和元年12月版											新 朱書き修正											改定主旨・根拠				
「個別点検」 7-5-4 テレメータ観測局装置（自律型：新スプリアス規格準拠）											「個別点検」 7-5-4 テレメータ観測局装置（自律型：新スプリアス規格準拠）															
No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考	No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検目的の概要	備考					
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月							12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月					6ヶ月	12ヶ月		
6	区間S/Nの確認	 <p>前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>					※	○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。	6	区間S/Nの確認	 <p>前回値に対して大幅な変動がないことを確認する。</p>						※	○	低周波発振器、レベル計	装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	※無線のみ対象 S/Nが大幅に変動している場合は、各部のレベル測定、スケルチ感度、受信感度の確認を行う。		
7	GPS装置受信確認	GPS装置が受信していることをLED等の表示で確認する。						○				7	GPS装置受信確認	GPS装置が受信していることをLED等の表示で確認する。						○						
8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作試験をする。					※	○				8	動作確認	観測装置を構成する各部の動作試験をする。						※	○					
9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○				9	電池の確認	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。							○					
10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。					※	○				10	伝搬路の見通し確認	局舎周囲において伝搬路上の樹木成長等を確認する。							※	○				
11	空中線 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。						○				11	空中線 外観の確認 給電線の確認 VSWR確認	空中線・取付金具及び 空中線柱（通信用鉄塔を除く） の変形、損傷及び 異常な 発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。						○					※無線のみ対象 空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。
		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○											○							
		反射波を測定し、空中線系との整合を確認する。							○											○						
12	GPSアンテナ確認 給電線の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等を確認する。						○				12	GPSアンテナ確認 給電線の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等を確認する。						○						
		ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○													○					
13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。						○				13	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。							○					
14	水位計または雨量計等のデータの確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。（水位は量水標と比較する。）					※	○				14	水位計または雨量計等のデータの確認	センサとA/D変換器、記録計の連動動作を確認する。（水位は量水標と比較する。）						※	○					
		A/D変換器の動作を確認する。000～999の各桁を10ステップ確認。					※	○													※	○				
15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。					※	○				15	機器本体の清掃等	機器本体の内外面を清掃する。							※	○				
16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。						○				16	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。							○					
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○													○					

【参考】

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策（案）

基準1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準2

- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0～0.2mm未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)

旧 令和元年12月版												新 朱書き修正												改定主旨・根拠						
「個別点検」 21-1 ラジオ再放送装置												「個別点検」 21-1 ラジオ再放送装置																		
No	確認事項の概要		作業の実施範囲、具体的方法		点検周期					使用測定器等	点検目的の概要		備考		No	確認事項の概要		作業の実施範囲、具体的方法		点検周期					使用測定器等	点検目的の概要		備考		
					毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月											12ヶ月	毎日	1ヶ月	2ヶ月							3ヶ月
10	空中線確認	外観の確認	トンネル内送信空中線及び受信空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落がないことを確認する。						○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握			10	空中線確認	外観の確認	トンネル内送信空中線及び受信空中線・取付金具及び空中線柱本体の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行ない、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落がないことを確認する。空中線柱が鋼板組立柱の場合は地際部の防食塗装及び発錆の状況を目視確認する。						○		装置の正常動作の確認 標準値（規格値）との照合 測定結果の変化傾向の把握	空中線柱本体が鋼板組立柱で、目視確認の結果、腐食が確認された場合は、腐食状況の報告を行う。	空中線柱本体の外観検査を追記。			
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○							給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○							
		V S W R 確認	反射波を測定し、トンネル内送信空中線との整合を確認する。						○	定在波測定器（または通過形電力計）						V S W R 確認	反射波を測定し、トンネル内送信空中線との整合を確認する。						○	定在波測定器（または通過形電力計）						
11	接続部の確認		コネクタの接続状態を確認する。						○					11	接続部の確認		コネクタの接続状態を確認する。						○							
12	機器本体の清掃等		機器本体の内外面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持			12	機器本体の清掃等		機器本体の内外面を清掃する。						○		周囲環境を考慮した機能維持					
13	図書類・予備品等の確認		図書類が整理・保管されていることを確認する。						○		障害時の備え			13	図書類・予備品等の確認		図書類が整理・保管されていることを確認する。						○		障害時の備え					
			予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○								予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○							

[参考]

鋼板組立柱の、防食塗装及び発錆状況の目視確認による判断基準と補修対策（案）

基準 1

- 目視状況 防食塗装が残っており、亜鉛層が全表面にある状態。
- 補修対策 個別点検において本状態であれば、早急な対策は不要

基準 2

- 目視状況 亜鉛めっき合金層に含まれる鉄分による錆が斑点状に発生している状態
- 補修対策 錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 3

- 目視状況 亜鉛めっき層がなくなり、錆が円周の半分以下に発生し赤色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0~0.2mm 未満の場合、錆、汚れ除去後、亜鉛末塗料塗布
(地際部の場合は 亜鉛末塗料+エポキシ樹脂塗料塗布 または防食テープ巻き)

基準 4

- 目視状況 錆が円周の半分以上に発生し、赤褐色を呈した状態
- 補修対策 超音波厚さ計検査を行う。減肉量が0.2mm 以上の場合、部材更新または建替が必要
(地際部の場合は、暫定処置として鉄筋コンクリートかさ上げによる補強)